観光地域づくり NAVI 2024

地域で活用できる観光振興ガイドブック

令和６年４月　観光立国推進北海道地方省庁連絡会

観光地域づくりNAVI　目的別フローチャート

人を呼びたい

1. 放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業
   - ・海外にアピールしたい　・地域の魅力で知名度アップ
2. 映像コンテンツを活用した地域情報発信
   - ・海外にアピールしたい　・地域の魅力で知名度アップ
3. SAVOR JAPAN（農泊　食文化海外発信地域）
   - ・海外にアピールしたい　・観光誘客を推進したい
4. 北海道酒蔵ツーリズム
   - ・海外にアピールしたい　・観光誘客を推進したい
   - ・地元の環境を整備したい　・地域の魅力で知名度アップ
5. 国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園核心地利用施設上質化事業）
   - ・海外にアピールしたい　・観光誘客を推進したい
6. 特別な体験等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業
   - ・海外にアピールしたい　・観光誘客を推進したい
7. 地域観光新発見事業
   - ・海外にアピールしたい　・観光誘客を推進したい
8. 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業
   - ・地元の環境を整備したい　・観光誘客を推進したい
   - ・海外にアピールしたい
9. 広域周遊観光促進のための専門家派遣事業
   - ・海外にアピールしたい　・観光誘客を推進したい
10. 国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業
    - ・地元の環境を整備したい　・観光誘客を推進したい
    - ・海外にアピールしたい
11. 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本のレガシー形成事業
    - ・地元の環境を整備したい　・観光誘客を推進したい
12. 観光地域づくり法人の体制強化事業
    - ・地元の環境を整備したい　・観光誘客を推進したい
13. オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業
    - ・地元の環境を整備したい
14. 宿泊施設インバウンド対応支援事業（バリアフリー化促進事業）（ストレスフリー環境整備事業）
    - ・地元の環境を整備したい
15. インバウンド安全・安心対策推進事業
    - ・地元の環境を整備したい
16. 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業
    - ・地元の環境を整備したい
17. インバウンド受入環境整備高度化事業
    - ・地元の環境を整備したい　・観光誘客を推進したい
    - ・地元の魅力を活用したい
18. 宿泊施設サステナビリティ強化支援事業
    - ・地元の環境を整備したい
19. 持続可能な観光計画の策定推進事業
    - ・地元の環境を整備したい
20. 観光地・観光産業における人材不足対策事業
    - ・地元の環境を整備したい
21. 交通サービス利便向上促進事業
    - ・地元の環境を整備したい　・観光誘客を推進したい
22. 交通サービス調査事業
    - ・地元の環境を整備したい
23. 共創・MaaS実証プロジェクト
    - ・地元の環境を整備したい

観光地域づくりNAVI　目的別フローチャート

観光にかかわる人を増やしたい

新しいモノ・コトをつくりたい

24. MaaSの実装に向けた基盤整備事業（地域交通キャッシュレス導入支援事業）
- 地元の環境を整備したい

25. MaaSの実装に向けた基盤整備事業（地域交通データ化推進事業）
- 地元の環境を整備したい

26. MaaSの実装に向けた基盤整備事業（混雑情報提供システム導入支援事業）
- 地元の環境を整備したい

27. 地域観光資源の多言語解説整備支援事業
- 地元の環境を整備したい

28. 公共交通利用環境の革新等事業
- 観光誘客を推進したい

29. インフラツーリズム
- 観光誘客を推進したい
- かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

30. 地域雇用活性化推進事業
- 地元の人を育てたい

31. 事業承継・引継ぎ補助金
- 地元の人を育てたい

32. 共同・協業販路開拓支援補助金
- 地元の魅力を活用したい

33. 中小企業等外国出願支援事業補助金
- 地元の魅力を活用したい

34. 地域ブランド確立促進支援事業
- 地元の魅力を活用したい

35. INPIT北海道知財総合支援窓口
- 地元の魅力を活用したい
- 新たなサービスに取り組みたい

36. INPIT加速的支援事業
- 地元の魅力を活用したい
- 新たなサービスに取り組みたい

37. 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞
- 新たな事業に取り組みたい

38. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（うち、充電インフラ導入補助）
- 新たなサービスに取り組みたい
- エコで知名度アップ

39. サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金（IT導入補助金）
- 新たなサービスに取り組みたい

40. 省エネルギー設備への更新を促進するための補助金
- 新たなサービスに取り組みたい
- エコで知名度アップ

41. エネルギー利用最適化診断等事業
- 新たなサービスに取り組みたい
- エコで知名度アップ

42. 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業
- 新たなサービスに取り組みたい
- エコで知名度アップ

43. 地域プラットフォーム構築事業（省エネお助け隊）
- 新たなサービスに取り組みたい
- エコで知名度アップ

44. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- 新たなサービスに取り組みたい

45. 事業再構築補助金
- 新たな事業に取り組みたい
- 新たなサービスに取り組みたい

46. 中小企業省力化投資補助事業
- 新たな事業に取り組みたい
- 新たなサービスに取り組みたい

観光地域づくりNAVI　目的別フローチャート

人が集まるまちにしたい

47. 商用車の電動化促進事業
・新たなサービスに取り組みたい　・エコで知名度アップ

48. 社会資本整備総合交付金
・社会資本整備中心に行いたい

49. 「かわまちづくり」支援制度
・まちづくりをしたい

50. 「観光地域づくり法人（登録DMO・候補DMO）」登録制度
・まちづくりをしたい

51. ミズベリング北海道
・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

52. かわたびほっかいどう
・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

53. シーニックバイウェイ北海道
・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

54. みなとオアシス
・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

55. 北海道　海の駅
・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

56. 北海道マリンビジョン
・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

57. 北海道のサイクルツーリズム推進
・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

58. 「わが村は美しく－北海道」運動
・農山漁村（むら）を元気にしたい
・表彰で知名度アップ

知名度をあげたい

59. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策
・農山漁村（むら）を元気にしたい

60. 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち
農山漁村発イノベーション整備事業
（定住促進・交流対策型及び産業支援型）
・農山漁村（むら）を元気にしたい

61. 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち
農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）
・農山漁村（むら）を元気にしたい

62. 手づくり郷土（ふるさと）賞
・表彰で知名度アップ

63. 自然環境整備交付金
（国立公園整備事業・国定公園整備事業）
・地域の魅力で知名度アップ

64. 環境保全施設整備交付金（長寿命化対策整備事業）
・地域の魅力で知名度アップ

65. 生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）
・エコで知名度アップ　・観光誘客を推進したい
・地元の魅力を活用したい

66. 生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）
・農山漁村（むら）を元気にしたい　・新たな事業に取り組みたい

67. 民間企業等における再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業
のうち、屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業
・エコで知名度アップ　・地元の環境を整備したい
・まちづくりをしたい

68. 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち
グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業
・エコで知名度アップ　・地元の環境を整備したい

観光地域づくりNAVI　目的別フローチャート

新型コロナウイルス対策

69. 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち
交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

・エコで知名度アップ　・地元の環境を整備したい
・まちづくりをしたい

70. 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）

・エコで知名度アップ

71. カーボン・オフセットの実施による地域の魅力づくり

・エコで知名度アップ

72. 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り制度

・新型コロナウイルス対策

観光地域づくりNAVI 2024

（１）放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業

海外にアピールしたい

地域の魅力で知名度アップ

・概　　要：道内放送事業者等が自治体や地場産業と連携し、海外の放送局等と地域の魅力を発信するコンテンツを制作・海外発信する取り組みに対して、総務省がその経費の一部を補助します。

・対　　象：法人（ローカル放送局、ケーブルテレビ事業者、番組制作会社等）

・補 助 率：１／２以下（補助額上限：4,000万円以下）

・公募期間(予定)：令和6年5月上旬～5月下旬

事業イメージ

お問い合わせ先：北海道総合通信局　情報通信部　情報通信連携推進課　TEL：011－709－2311（内線4764）

（２）映像コンテンツを活用した地域情報発信

海外にアピールしたい

地域の魅力で知名度アップ

・概　　要：高いインバウンド効果等が期待できる国・地域・発信媒体を選定・確保し、地方公共団体等と地域の映像制作者が情報通信連携推進課して制作した地域の魅力をPRする映像を一括で、総務省がその経費の一部を補助します。

・対　　象：地域に根ざした団体（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、農協・漁協などの事業者団体等）

・支　　援：請負事業者を通じ、映像制作費として最大450万円（税別）を映像制作者に対して支援

・公募期間（予定）：令和6年8月～9月

※事業の内容は検討中であり、現時点での想定です。

事業イメージ

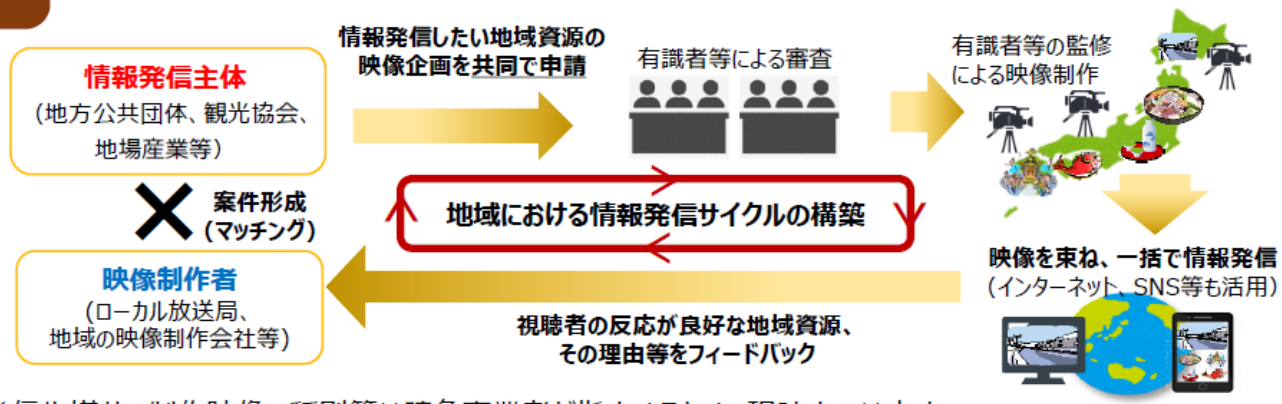

※１ 令和６年度の発信先媒体、制作映像の種別等は請負事業者が指定するため、現時点では未定。
※２ 制作映像の著作権は総務省に帰属（申請により採択者において使用可）。
※３ 能登半島地震被災地支援措置を設ける予定。

お問い合わせ先：北海道総合通信局　情報通信部　情報通信連携推進課　TEL：011－709－2311（内線4764）

（3）SAVOR JAPAN（セイバー ジャパン）（農泊 食文化海外発信地域）

海外にアピールしたい　観光誘客を推進したい

【認定ロゴマーク】

・概要：多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人を誘客する重点地域を認定し、美味しい日本食が食べられるのは勿論、地域の食文化にも触れることができる旅先として、地域の魅力を磨き上げ、「SAVOR JAPAN」ブランドでの一体的な情報発信を実施し、訪日外国人の誘客を強化します。

・対象：実行組織　・認定の有効期間：認定日から5年間（ただし更新は妨げないものとする）

・応募期間：決まり次第、お知らせします。（昨年度は令和5年5月1日（月）～7月31日（月）の期間でした）

北海道の認定地域

網走市（2022年度認定）「大自然と生きる北の大地・オホーツク食の楽園アドベンチャーツアー」

鮭料理、カヤック体験など

実行組織：オホーツク農山漁村活用体験型ツーリズム推進協議会

帯広地域（2018年度認定）

「農のフロンティア十勝にて食・景観を満喫！」

チーズ、畑・ワイナリー見学など

実行組織：食と農の景勝地・十勝協議会

最新情報はこちらから→ http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html

お問い合わせ先：農林水産省　大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室　☎ 03-6744-2012（直通）

（4）北海道酒蔵ツーリズム

海外にアピールしたい　観光誘客を推進したい　地元の環境を整備したい　地域の魅力で知名度アップ

・概　要：北海道には、清酒、ワイン、ビールなどの酒蔵が100場以上あり、風土に合った酒造りを行っています。北海道でどんなお酒が造られているかを知ってもらうため、旅行先などその土地で造られるお酒を体験してもらうため、「北海道酒蔵マップ」を掲載しています。

・対　象：観光客

■酒蔵マップには、見学の可否や売店の有無等も掲載しています。

■下記の二次元コードから日本語、英語、中国語の酒蔵マップをご確認いただけます。

二次元コード

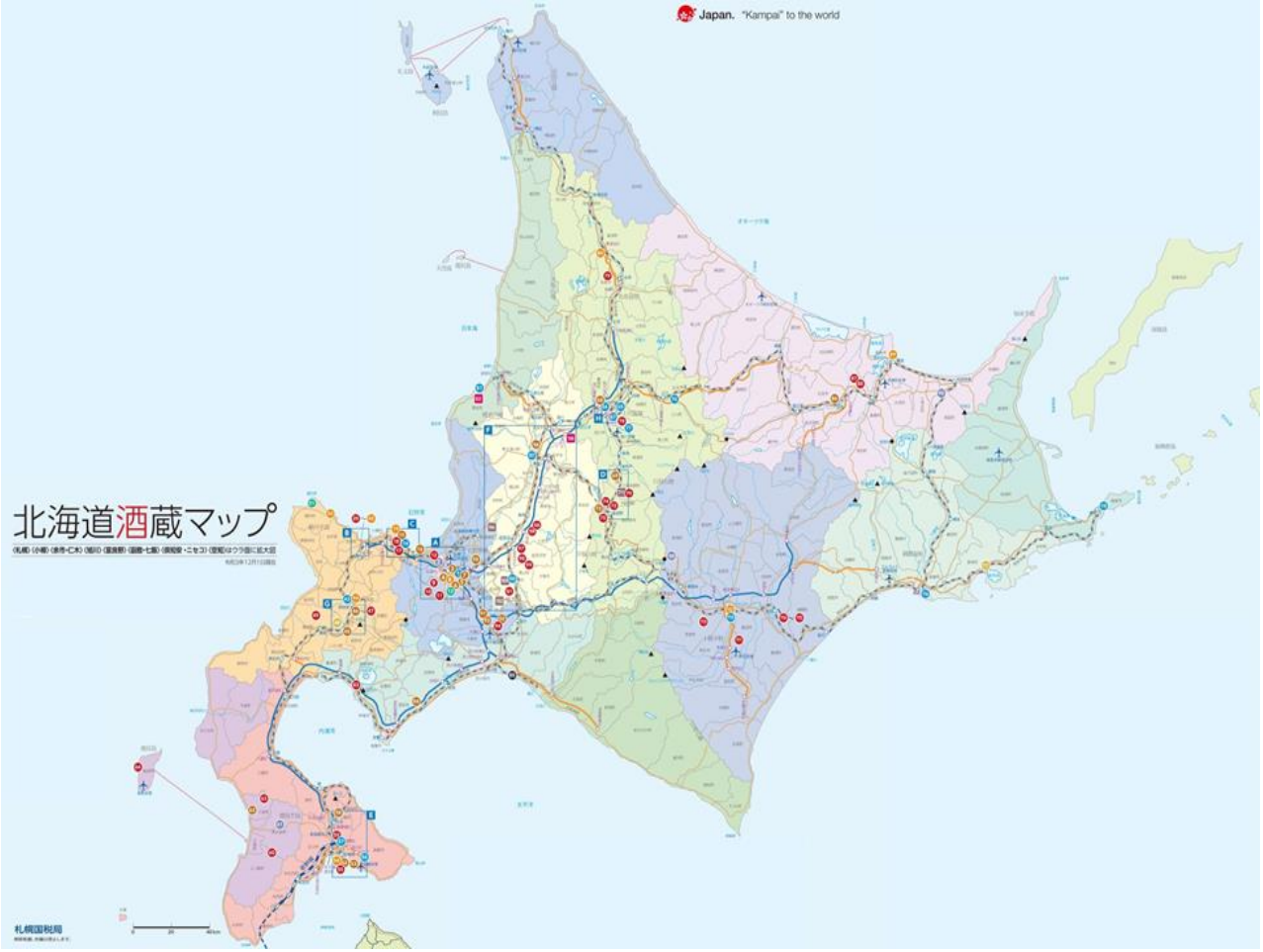

（５）国立公園等資源整備事業費補助金
（国立公園核心地利用施設上質化事業）

海外にアピールしたい

観光誘客を推進したい

・概要：国立公園の優れた自然景観を眺望する利用施設の滞在環境の上質化を図るための再整備に対して、支援します。
〇インバウンド受入環境整備（多言語サイン、Wi-Fi、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等）を前提とした外装、内装、設備等の改修

・対象：都道府県（および市町村（間接補助））

・補助率：1/2

多言語解説を取り入れた看板の例

休憩スペース リニューアルの例

最新情報はこちらから→ https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/post_114.html

お問い合わせ先 ：環境省自然環境局　自然環境整備課　TEL:03-5521-8281（内線6698）
北海道地方環境事務所　自然環境整備課　TEL:011-299-1956

（６）特別な体験等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業

海外にアピールしたい　観光誘客を推進したい

・概要：地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）・民間事業者等が実施する、我が国が誇る観光資源（自然、文化、食、スポーツ等）を早朝夜間や未公開・非混雑エリア等の十全な活用と組み合わせ、これまでにないインバウンド需要を創出する特別な体験コンテンツ造成について、販路開拓まで一貫した支援を実施します。

・実施主体：地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）・民間事業者等

・支援対象：インバウンド規模3,000名以上の特別な体験コンテンツ・イベント等
又は体験コンテンツの高付加価値化（単価を通常の3倍以上に引き上げ）されたコンテンツ等

（1）国・地方型（直轄事業）：上限8,000万円 （最低事業費：3,000万円）

（2）民間企業型（補助事業）

①インバウンド規模3,000名以上:1,500万円定額
1,500～6,000万円まで補助率1/2
最低事業費：2,500万円（最低自己負担額500万円）

②高付加価値 :1,000万円定額
1,000～3,000万円まで補助率1/2
最低事業費：1,500万円（単価3倍以上）（最低自己負担額250万円）

・公募期間：第一次　~~令和6年1月12日（金）～2月8日（木）12:00~~ ※受付終了
第二次　~~令和6年3月27日（水）～4月26日（金）12:00~~ ※受付終了

・事業特設サイト：https://tokubetsu.go.jp/

期間限定の特別な体験

学芸員解説付き
貸し切り特別ツアー
（三の丸尚蔵館）

夜間特別開館による
音楽会の開催と日本食提供
（東京国立博物館）

地方プレミアム体験コンテンツ

姫路城
夜間占有特別ツアー

知床国立公園
立入禁止区域特別ツアー

海外情報発信

韓国
インフルエンサーを対象とした
訪日イベント

アメリカ・ニューヨーク
旅行業関係者を対象とした
訪日イベント

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 観光部 国際観光課　011-290-2723（直通）

（７）地域観光新発見事業

海外にアピールしたい　地元の環境を整備したい　観光誘客を推進したい

・概要：地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツについて、十分なマーケティングデータを活かした磨き上げから適時適切な誘客につながる販路開拓及び情報発信の一貫した支援を実施します。

・実施主体：地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）・民間事業者等

・支援対象：・旅行商品等の企画・開発費
・モデルツアー実施費
・専門家からの意見聴取に係る経費 等

・観光には活用されていない地域産業等を活かした観光コンテンツの磨き上げ
・既存のコンテンツ等も含めたパッケージ化・ツアー化　等

・国内実施主体と海外旅行会社とのマッチング・商談会の開催
・効果的な販路開拓・情報発信に向けたセミナーの開催
・オンラインを活用した情報発信　等

・補助率　：400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2
補助上限：1,250万円、最低事業費600万円（最低自己負担額100万円）

・公募期間：~~令和6年3月8日（金）～4月17日（水）12:00　（必着）~~　**※受付終了**

※応募時に以下のいずれかの類型を選ぶ必要があります。

- 類型１ 新創出型
  新たに観光コンテンツを造成し、本事業終了後に販売開始することを見据えた取組（本事業実施期間内に販売することも可能）
- 類型２ 販売型
  造成した観光コンテンツを本事業実施期間内に販売することを前提にした取組

※「新創出型」、「販売型」の重複応募はできません。
※審査結果によっては、公募時と異なる類型にて採択となる場合があります。

・事業特設サイト：https://shinhakken.go.jp/

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 観光部 国際観光課　011-290-2723（直通）

（８）地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

・ 概　　要 ： 持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して総合的な支援を行う。

・ 対 象 者 ： 登録DMO、地方公共団体
※登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体に限る。

＜過年度事業における取組＞
広域DMOである北海道観光振興機構と宗谷地域が連携し、地域の魅力を活用した外国人向けのンテンツを造成。

補助対象事業	支援イメージ	補助率
①調査・戦略策定	データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援	定額(上限1,000万円)
②滞在コンテンツの充実	地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援	事業費の1/2※
③受入環境整備	二次交通情報の検索システムや、観光地の案内アプリの整備等を支援	事業費の1/2※
④旅行商品流通環境整備	旅行商品の国内外OTAへの掲載 、旅行会社との商談会などを支援	事業費の1/2※
⑤情報発信・プロモーション	WEB・SNS を活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援	事業費の1/2※

※継続事業については2年目：2/5、3年目：1/3

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課　TEL: 011-290-2722 （直通）

（９）広域周遊観光促進のための専門家派遣事業

海外にアピールしたい　観光誘客を推進したい

・事業概要：広域周遊観光促進に取り組む登録DMO、候補DMOまたは地方公共団体に対して専門家を派遣し、これまで地域内部では気づかれていなかった魅力・課題の発見、施策展開への助言、地域の関係者のスキル向上への支援等により、国内外の旅行者の地方誘客に向けた地域の取組みを支援。

・対象者：登録DMO、候補DMO、地方公共団体（以下「DMO等」という。）

・支援内容：（1）DMO等の派遣要請を基に、事務局（株式会社JTB 霞が関事業部）が適切な専門家を選定。
（2）専門家が派遣要請をしたDMO等に対し、助言・指導を実施。（訪問又はオンライン）

・事業実施期間：未定
（昨年度参考）令和5年6月21日（水）～令和6年2月25日（日）※予算上限につき受付終了

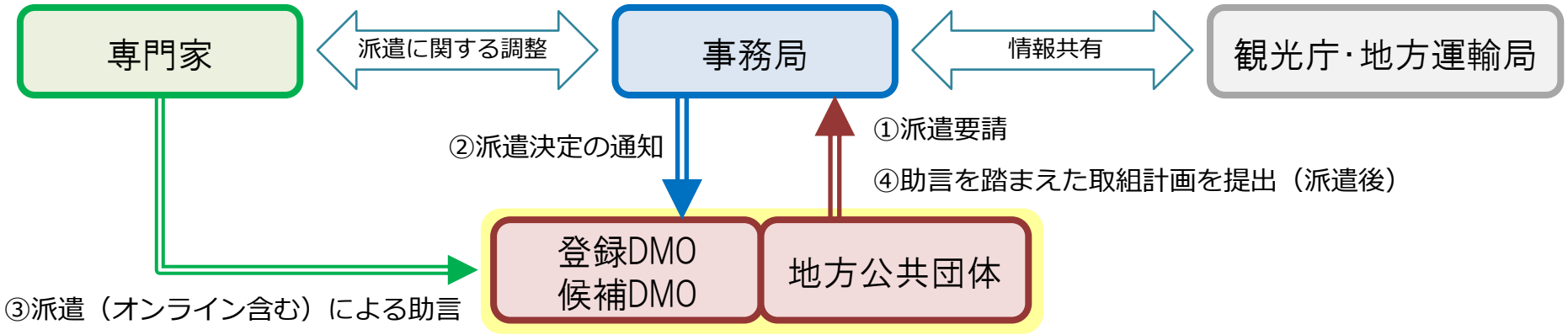

詳細はこちら → https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/expert-haken.html

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課　TEL: 011-290-2722（直通）

（10）国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

地元の環境を整備したい　観光誘客を推進したい　海外にアピールしたい

・ 概　　要 ：インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を支援。

・ 対 象 者 ：観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者　等

※地域の関係者が一体となって国際競争力の高いスノーリゾートとして目指す姿及びその実現に向けて必要な取組を定める「形成計画」が必要。

・対 象 事 業：〇スキー場インフラの整備
〇スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツ造成
〇受入環境の整備
〇外国人対応可能なインストラクターの確保
〇二次交通の確保
〇情報発信

・ 補 助 率 ：事業費の1／2

・公 募 期 間：~~令和6年2月19日（金）～3月29日（金）~~
※受付終了

＜事業イメージ＞

索道施設の撤去・新設

スノーエスカレーターの導入

ガイドツアーの造成

スキーヤー向け設備の整備

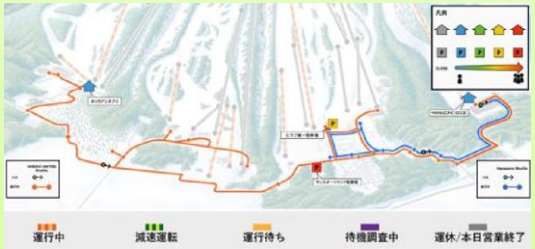

アプリやデジタルサイネージの導入などDX推進による利便性向上

詳細はこちら → https://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000195.html

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課　TEL: 011-290-2722（直通）

（11）将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本のレガシー形成事業

・ 概　　要 ： 持続的な観光地経営の実現を図るためには、将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながるレガシー（観光資源）形成が重要。
地方運輸局等が実施主体となり、地方公共団体等と連携して、実現可能性調査やプラン作成を行い、レガシー形成に向けた取組を支援。

・ 作 成 主 体 ： 自治体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会等　※自治体との連携必須

レガシー形成の考え方

① 地域において最も輝いていた時代の建築物や文化を面的に再現し、活用していく取組
② 地域で脈々と受け継がれてきた自然・景観、食、文化、遺産（日本遺産、重要文化財、伝統技術等）等を、面的に又は線で再現し、活用していく取組
③ 地域における自然・景観、食、文化、人（住民）と、アートなど新しく創出した資源との融合により、地域に人々を惹きつける取組
④ シンボリックで一点豪華主義なものを創出していく取組

鉄道資源の保護保全・活用に向けた取組

歴史的建築物の復元と宿泊等への活用（香川県栗林公園）

・ 公 募 期 間 ： ~~令和6年2月20日（火）～令和6年3月12日（火）~~　※受付終了

詳細はこちら → https://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/kankou/legacy.html

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課　TEL: 011-290-2722（直通）

（12）観光地域づくり法人の体制強化事業

地元の環境を整備したい　観光誘客を推進したい

・ 概　要 ：全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人（DMO）の体制を強化します。

補助対象事業	支援イメージ	補助率
①外部専門人材の登用	・インバウンドに関するデータ分析・誘客/観光消費戦略の策定 ・外国人旅行者に選好される魅力的なコンテンツの開発・強化 ・外国人旅行者が快適かつ安全に周遊・滞在できる受入環境の整備 ・国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション	定額 上限1,500万円
②中核人材の確保及び育成	・採用活動※原則先駆的DMOからの申請が対象 ・他のDMOとの人材交流 ・先進的な海外観光地域への視察 ・研修・セミナー等の受講	定額 上限500万円
③安定的な財源の確保	ⅰ 安定的な財源の確保のための計画の策定 ⅱ 宿泊税、入湯税、入域料等の地方税、受益者分担金・負担金等の導入に向けた合意形成に資する勉強会、シンポジウムの開催等の取組に係る費用	定額 上限 ⅰ 500万円 上限 ⅱ 200万円

・ 対　　象 ： 観光地域づくり法人（登録DMO）、地方公共団体

・ 公募期間： ~~令和6年2月2日（金）～令和6年3月4日（月）~~ ※受付終了

詳細はこちら → https://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000263.html

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課　TEL: 011-290-2722（直通）

（13）オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業

地元の環境を整備したい

概要：国内外の観光需要が急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻す中、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するための地域の実情に応じた取組に対し支援を行います。

・補助対象事業者：
【区分① 先駆モデル地域型】 地方公共団体　【区分② 一般型】地方公共団体、DMO、民間事業者等
※民間事業者等が主体となる場合、地方公共団体との連携が必須

・公募期間：一次公募　~~令和6年1月25日(木)～令和6年2月15日(木)~~　※受付終了
二次公募　令和6年5月7日（火）～令和6年5月21日（火）12:00

・事業内容
オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、住民を含めた地域の関係者による協議の場の設置、協議に基づく計画策定や取組に対する包括的な支援

（補助事業イメージ）

【需要の分散・平準化】
混雑状況の可視化

【需要の適切な管理】
パークアンドライドの実施

【受入環境の整備・増強】
ゴミ対策

【マナー違反行為の防止・抑制】
看板・デジタルサイネージの設置

・補助率：区分①　2/3（補助上限額8,000万円）
区分②　1/2（補助上限額5,000万円）

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光企画課　TEL: 011-290-2700（直通）

地元の環境を整備したい

（14）宿泊施設インバウンド対応支援事業（バリアフリー化促進事業）

（令和6年度分については未確定のため、令和5年度分の補助対象事業者・補助対象事業等を記載しています）

概要：訪日外国人旅行者が安心して適正に滞在できる環境を整備するため、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施する事業に対して、民間団体等が、その費用負担を軽減するための当該経費の一部を助成する事業等に要する経費を補助することにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を支援します。

・補助対象事業者：旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者
※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。
※申請に当たっては「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」を策定し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

・公募期間：未定　※昨年度公募期間：6月26日～7月26日

・補助対象事業

1）客室における改修等
客室出入口、トイレ、浴室、洗面所、その他客室内

2）共用部における改修等
敷地内の通路、駐車場、建築物の出入口、フロント等、廊下、屋内通路、階段、エレベーターその他昇降機、トイレ、洗面所、浴室・シャワー室、脱衣所・更衣室、レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール等、その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要があると大臣が認めた箇所

3）災害対応に資する整備の導入

■客室のバリアフリー化

■浴室のバリアフリー化

■食堂の段差解消

■トイレのバリアフリー化

・補助率：1/2　ただし、1）と2）の合算で補助上限額500万円（※自治体と防災協定を結んでいる宿泊事業者に限り、上限1000万円）

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光企画課　TEL: 011-290-2700（直通）

地元の環境を整備したい

（14）宿泊施設インバウンド対応支援事業（ストレスフリー環境整備事業）

（令和6年度分については未確定のため、令和5年度分の補助対象事業者・補助対象事業等を記載しています）

概要： 訪日外国人旅行者が安心して適正に滞在できる環境を整備するため、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施する事業に対して、民間団体等が、その費用負担を軽減するための当該経費の一部を助成する事業等に要する経費を補助することにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を支援します。

・補助対象事業者：①複数の事業者その他関係する事業者等により構成される団体 （宿泊事業者等団体）
②宿泊事業者等団体の構成員である宿泊事業者 （構成員宿泊事業者）
③DMO（候補法人含む）又は地方公共団体と連携して地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるために具体的な取り組みを行っている宿泊事業者 （特定宿泊事業者）

※申請に当たっては「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画」を策定し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

・公募期間：未定 ※昨年度公募期間：6月26日～7月26日

・補助対象事業

1）館内共用部の案内表示の多言語化
2）非接触型チェックインシステムやキーレスシステムの導入
3）混雑状況の「見える化」
4）多機能トイレの整備
5）チャットボットの導入

■混雑状況の「見える化」

■多機能トイレの整備

■チャットボットの導入

・補助率： 1/3 （補助上限額150万円）

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 観光部 観光企画課 TEL: 011-290-2700 （直通）

（15）インバウンド安全・安心対策推進事業

地元の環境を整備したい

概要：災害時等に現場で訪日外国人旅行者に直接対応をする観光施設や観光案内所、または医療機関等に対し、非常時・受診時の外国人旅行者対応に必要な整備を支援するとともに、地域の災害時等における観光危機管理の強化を支援します。

・補助対象事業者：①観光案内所や観光施設等を設置している者又は管理者、観光地における店舗や事業所等の運営者
②病院・診療所を設置している者又は管理者　③地方公共団体
※下記の補助対象事業の項目の横に該当する補助対象事業者（①、②、③）を記載しています。
・公募期間：令和6年2月14日（水）～令和6年9月27日（金）　17時必着

・補助対象事業（括弧内は上記補助対象事業者の分類を記載）

1）災害時の観光施設等における避難所機能の強化（①）
・トイレ
・災害用トイレ
・非常用電源装置
・情報端末への電源供給機器
・避難所機能に係る施設整備・改良
・案内標識
・案内表示

2）災害時の観光施設等における多言語対応機能の強化（①）
・多言語案内機能の整備
※デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、案内標識、掲示物・配布物、ホームページ、案内放送
・無料公衆無線LAN環境の整備
・スタッフ研修

3）訪日外国人患者受入機能の強化（②）
・多言語案内機能の整備
※デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、案内標識、案内表示、掲示物・配布物、ホームページ、案内放送
・無料公衆無線LAN環境の整備
・キャッシュレス決済環境の整備
・スタッフ研修

4）災害時等における観光危機管理の強化（③）
・観光危機管理計画の策定
・観光危機管理計画に基づく訓練

・補助率：1/2（「災害時等における観光危機管理の強化」は1/2かつ上限500万円）

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光企画課　TEL: 011-290-2700（直通）

観光地域づくりNAVI 2024

（16）持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業

地元の環境を整備したい

概要：観光スポット等において、オーバーツーリズムの未然防止や自然環境・文化等の地域資源の保全・活用を通じ、地域・旅行者の双方が観光振興のメリットを享受できる好循環の地域づくりのための受入環境整備を支援します。

・補助対象事業者：
【区分① 一般型】　地方公共団体、DMO（候補法人含む）、整備する地域において事業を行う事業者
【区分② 国際認証・表彰取得型】　整備計画提出時に持続可能な観光に関連した国際認証・表彰制度である Green Destinations（GD）、Best Tourism Villages(BTV)等の認証・表彰を受けている、地方公共団体、DMO（候補法人含む）

・公募期間：令和6年4月26日（金）～令和6年6月21日（金）　17時必着

・補助対象事業
【区分① 一般型】

1）地域資源の保全・活用
- ・トイレの有料化に係る整備
- ・入域料・協力金徴収のためのオンライン等による徴収システムとその徴収に必要な整備
- ・自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備
- ・景観に配慮した工作物の整備
- ・光害防止のための照明の整備
- ・バイオトイレ等の整備
- ・ペットボトル削減のための給水機等の整備
- ・パークアンドライドのための駐車場の整備

トイレの有料化に係る整備

2）オーバーツーリズムの未然防止
- ・マナー啓発のためのコンテンツ作成と設備整備
  （看板等の整備、説明動画の作成、放映設備の整備）
- ・混雑平準化・解消のためのシステム整備
  （事前予約システムの整備、混雑状況の可視化に資するシステムの整備）

保護柵の整備

光害防止のための照明の整備

【区分② 国際認証・表彰取得型】
- ・持続可能な観光地域形成に向けた受入環境整備・施設改修
  ※一般型の補助メニューとの複数実施も可

・補助率：区分①区分②ともに1/2

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 観光部 観光企画課　TEL: 011-290-2700 （直通）

（17）インバウンド受入環境整備高度化事業

地元の環境を整備したい　観光誘客を推進したい　地元の魅力を活用したい

（令和6年度分については未確定のため、令和5年度分の補助対象事業者・補助対象事業等を記載しています）

・概要：訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用して、観光スポット等の掲示物の多言語化や無料Wi-Fiの整備、トイレの高機能化及び洋式便器の整備、外国人観光案内所等の整備・改良、キャッシュレス化、ICTを活用したごみ箱の整備等の観光地の受入環境整備を支援します。

・補助対象事業者：高度化計画に記載されたインバウンド受入環境整備高度化事業を実施する者
・高度化計画：指定市区町村、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者及び観光拠点施設の設置・管理者が「受入環境整備高度化計画」を作成
・面的整備事業　　：公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」や広域的な周遊に係る環境整備を一体的に進める事業
・拠点機能強化事業：訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある観光拠点施設における拠点機能の強化を図る事業
※補助対象施設…道の駅、みなとオアシス等
・公募期間：未定
※昨年度公募期間：2月10日～2月28日 4月12日～5月12日　6月7日～10月31日

・補助対象事業
1）観光スポット等の多言語化（掲示物等）
2）無料Wi-Fiの整備
3）手ぶら観光カウンターの機能向上
4）トイレの高機能化及び洋式便器の整備
5）外国人観光案内所等の整備・改良
6）決済環境の整備（キャッシュレス化）
7）ICTを活用したごみ箱の整備
8）ワーケーション環境の整備
9）段差の解消
10）イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備（面的整備事業のみ対象）
11）ナイトタイムエコノミーの環境整備（面的整備事業のみ対象）
12）混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示
13）グランピング環境の整備
14）近距離移動支援モビリティの整備
15）多様な移動手段の整備　　等

■グランピング環境の整備

■ICTを活用したゴミ箱の整備

■ワーケーション環境の整備

・補助率：「面的整備事業」を行う場合、又は「面的整備事業」と「拠点機能強化事業」を一体で行う場合…1/2
「拠点機能強化事業」を行う場合 … 1/3

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光企画課　TEL: 011-290-2700 （直通）

（18）宿泊施設サステナビリティ強化支援事業

地元の環境を整備したい

・概要：訪日外国人旅行者の受け入れに向けて、宿泊施設のサステナビリティを向上させるため、宿泊施設における省エネ設備等を導入する取組を支援します。

・補助対象事業者：宿泊事業者

※旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

以下のいずれかに該当する事業者が本事業に申請可能です。

①宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度（詳細はこちら）の登録を受けている、又は同制度の登録申請をしていること

※ただし、未申請の場合は、交付申請書提出時までに登録申請しており、精算時までに登録されること。

② 金融商品取引法第 24 条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社及び関連会社 であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度（詳細はこちら）の認定を取得済み又は 1 年以内に取得予定であること

・公募期間 ：令和6年4月19日(金)～令和6年5月20日(月) 17時必着

・補助対象経費：以下に掲げる設備・備品の購入・設置に要する経費
（設備・備品の購入・設置に付随する経費を含む。）

1）省エネ型空調
2）省エネ型ボイラー・配管等
3）二重サッシ等
4）太陽光発電・蓄電設備
5）節水トイレ等
6）照明機器
7）その他省エネ対策に必要な設備・備品

省エネ型空調

太陽光発電

・補助率：1/2（補助上限額1,000万円）

最新情報・お問い合わせはこちらから → https://shukuhaku-sustainability.go.jp/

（19）持続可能な観光計画の策定推進事業

地元の環境を整備したい

概要：地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)の観光関係者を対象に、日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)の実践を通じた持続可能な観光の取組を推進するため、地域の持続可能な観光計画の策定を支援します。

・補助対象事業者：地方公共団体、DMO
・公募期間：令和6年4月26日（金）～令和6年6月28日（金） 17時必着

・補助対象事業、対象経費

1）地域における JSTS-D に基づいた取組方針を取り入れた持続可能な観光計画の策定
・地域における JSTS-D を活用した持続可能な観光計画の策定のための関係者との調整や有識者招聘に要する経費

2）計画の策定に関連する調査等
・地域におけるJSTS-Dを活用した持続可能な観光計画の策定に向けた現状把握のための調査分析や地域におけるワークショップの実施、地域住民や関係者向け説明会・周知やJSTS-D 勉強会の実施等に要する経費

3）公表に係る費用等、その他
・地域における JSTS-D を活用した持続可能な観光計画の策定に附随する経費

※ 2）又は3）に掲げる費用のみを対象とした事業については、補助対象外となります。

日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）

国際認証・表彰

グリーンデスティネーションズ

ベストツーリズムビレッジ

・補助率：1/2（補助上限250万）

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 観光部 観光企画課 TEL: 011-290-2700 （直通）

（20）観光地・観光産業における人材不足対策事業

地元の環境を整備したい

・概要：今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、旅行者数・旅行消費額等を増加させ、観光立国を実現するため、受け皿となる宿泊業の人手不足を解消する取組を支援します。

・補助対象事業者：宿泊事業者

※旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

以下（1）～（3）の全てを満たしている事業者が本事業に申請可能です。

（1）次の①又は②のいずれかに該当すること

①宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度（詳細はこちら）の登録を受けている、又は同制度の登録申請をしていること

※ただし、未申請の場合は、交付申請書提出時までに登録申請しており、精算時までに登録されること。

② 金融商品取引法第 24 条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社及び関連会社 であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度（詳細はこちら）の認定を取得済み又は 1 年以内に取得予定であること

（2）地域（DMO、地方公共団体等）と連携し、訪日外国人宿泊者数を向上させるための取組を行っていること

（3）地域（DMO、地方公共団体等）と連携し、地域一体での求人活動等、人手不足解消のための具体的な取組を行っていること

・公募期間：令和6年3月29日（金）～令和6年5月31日（日） 17時必着

・補助対象経費：以下に掲げるシステム、設備及び備品の購入、導入及び設置に要する経費
（システム、設備及び備品の購入、導入及び設置に附随する経費を含む。）

1）スマートチェックイン・アウトシステム、チャットボット及び宿泊施設管理システム（PMS）等の各種システム
2）配膳・清掃ロボット等の設備
3）その他人手不足の解消に必要な設備・備品

※ 月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（サブスクリプション販売形式等）及びその保守は、最大 2 年分の費用が補助対象となります。
ただし、前払いが可能で、精算時までに支払いが完了するものに限ります。

・補助率：1/2（補助上限額は1施設あたり500万円）

※1事業者あたり3施設を上限とします。

最新情報・お問い合わせはこちらから → https://www.kanko-jinzai.go.jp

（21）交通サービス利便向上促進事業

地元の環境を整備したい　観光誘客を推進したい

・概要：訪日外国人旅行者等が目的地までの移動を快適に行えるように、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・船舶・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応のために行う以下の事業の費用について補助を行います。

- 無料公衆無線LAN環境の整備（交通施設及び車両・船舶等）
- 案内標識、デジタルサイネージの多言語化、多言語案内用タブレット端末の整備等
- 交通施設、車両・船舶等のトイレの洋式化
- 交通系ICカード（全国相互利用可能なもの）、クレジットカード又はQRコード決済を可能にするシステムの導入
- ロケーションシステム（多言語表記等を行うもの）の導入
- 鉄軌道駅やバスターミナルの移動等円滑化（エレベーター、スロープ、ホームドア等の整備）
- ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の導入
- 非常用電源装置及び携帯電話充電機等の整備
- 企画乗車船券の発行
- 感染症拡大防止対策のため設備導入　等

■交通系ICカード

■段差の解消（スロープ）

■タブレットの整備

・対象：公共交通事業者、地方公共団体、協議会等

・補助率：1/2、1/3　等

お問い合わせ先：北海道運輸局	鉄道部	計画課	TEL: 011-290-2731（鉄道や軌道への補助）
	自動車交通部	旅客第一課	TEL: 011-290-2741（バスやバスターミナル、レンタカーへの補助）
		旅客第二課	TEL: 011-290-2742（タクシーへの補助）
	海事振興部	旅客・船舶産業課	TEL: 011-290-1011（旅客船への補助）
	観光部	観光企画課	TEL: 011-290-2700（空港への補助）
北海道開発局	港湾空港部	港湾計画課	TEL: 011-709-2137（港湾への補助）

（22）交通サービス調査事業

地元の環境を整備したい

・概要：訪日外国人旅行者等が日本国内を快適に移動できるように、観光地内での交通（二次交通）に関して、現況調査や利用促進等に関する以下の事業について費用の補助を行います。

- 現況調査に係る費用：地域データの収集・分析費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のための費用等
- 利用促進等に係る費用：公共交通マップ・総合時刻表の作成、公共交通・乗継情報等の提供、企画切符の発行、ワークショップの開催、利用促進の効果測定の調査のための費用等

・対象：地方公共団体、協議会
・補助率：1/2（現況調査に係る費用の上限は1,000万円）
・公募期間：募集期間は、別途各市町村等へ通知

公共交通マップ（小樽市）

公共交通マップ（紋別市）

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 TEL: 011-290-2721（直通）

（23）共創・MaaS実証プロジェクト

地元の環境を整備したい

概要：共創モデル実証運行事業は、交通を地域のくらしと一体として捉え、その維持・活性化を目的として、地域における複数の関係者の「共創」（連携・協働）による取組や「共創」を支える仕組みを構築する事業を支援します。

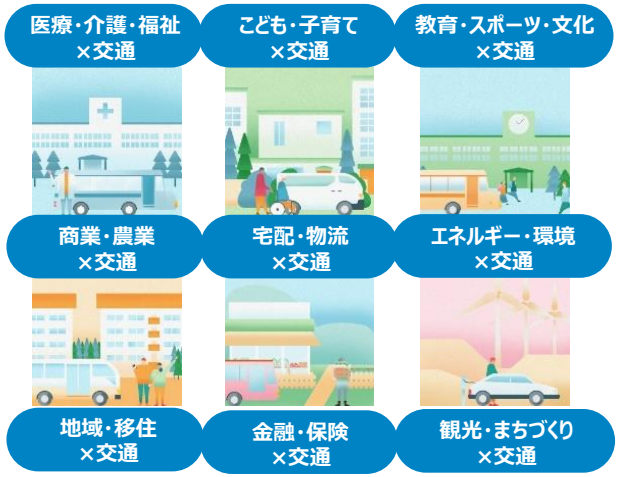

- 共創モデル実証運行事業
  - ・補助対象経費：事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等
    事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費
    実証運行に要する経費
  - ・補助率：2/3　上限額1億円
    （人口10万人未満の自治体は、500万円以下は定額、500万円超部分は2/3）
  - ・対象：交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等
- モビリティ人材育成事業
  - ・補助対象経費：地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費
  - ・補助率：定額　上限額3千万円
  - ・対象：地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う、都道府県・市町村・交通関係団体・まちづくり団体等の民間事業者・NPO法人等

お問い合わせ先：北海道運輸局　交通政策部　交通企画課　TEL: 011-290-2721（直通）

地元の環境を整備したい

（24）MaaSの実装に向けた基盤整備事業
（地域交通キャッシュレス導入支援事業）

・概要：公共交通事業者においてキャッシュレス決済（QRコード、交通系ICカード、非接触型クレジットカード決済、顔認証等）に対応するための、所要の設備やシステムの導入を支援します。
・補助対象経費：公共交通においてキャッシュレス決済の利用を可能とするシステム導入費及びシステム改修費
公共交通においてキャッシュレス決済の利用を可能とする端末費（旅客施設又は車両内・船内に決済端末機器（読み取り機等）を設置する費用）
・補助率：最大1/3（ただし、クラウド型キャッシュレス決済の導入に要する経費については最大1/2）
・対象：鉄道事業者、軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者並びにこれらの者に車両を貸与する者、
一般旅客定期航路事業を営む者及びこれらの者に船舶を貸与する者、地方公共団体、
上記いずれかを構成員とする協議会

QR読取機能付き改札機

非接触型クレジットカード
決済読み取り機

お問い合わせ先 ：北海道運輸局　交通政策部　交通企画課　　TEL: 011-290-2721（直通）

地元の環境を整備したい

（25）MaaSの実装に向けた基盤整備事業（地域交通データ化推進事業）

・概要：交通事業者と経路検索事業者等との間のデータの受け渡しを容易にする、「標準的なバス情報フォーマット」、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」等のGTFS(General Transit Feed Specification)形式でデータを作成し、出力を可能とするシステムの整備を支援します。

・補助対象経費：交通事業者と経路検索事業者等との間のデータの受け渡しを容易にする特定のデータ形式でのデータ出力を可能とするシステム構築に要する経費
※「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」に準拠すること。乖離

・補助率：最大1/2

・対象：鉄道事業者、軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者並びにこれらの者に車両を貸与する者、一般旅客定期航路事業を営む者及びこれらの者に船舶を貸与する者、地方公共団体、上記いずれかを構成員とする協議会

【路線バスの経路等を調べる際の情報取得先】
（平成28年12月内閣府世論調査）

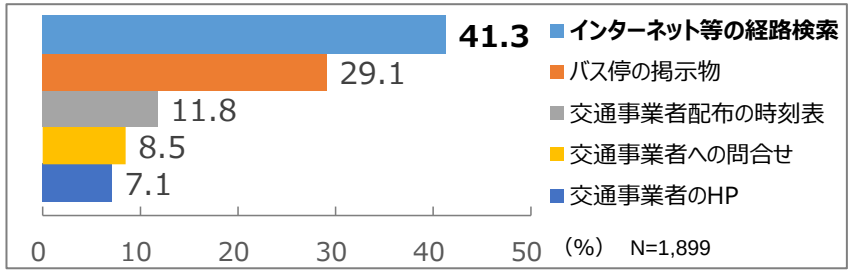

【標準的なバス情報フォーマットによる情報提供のイメージ】

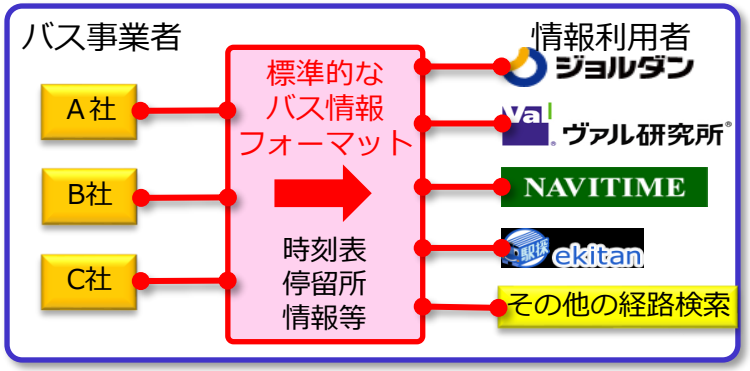

【グーグルマップへの掲載】

お問い合わせ先：北海道運輸局　交通政策部　交通企画課　TEL: 011-290-2721（直通）

地元の環境を整備したい

（26）MaaSの実装に向けた基盤整備事業
（混雑情報提供システム導入支援事業）

・概要：オーバーツーリズム対策や感染症の拡大を踏まえ、公共交通機関の混雑緩和・利用分散を図るため、車内の混雑状況の情報をwebやスマートフォンアプリ等で提供することを可能とする機器・システムの導入を支援します。

・補助対象経費：カメラやセンサー、乗務員等による車内のリアルタイムな混雑状況の把握や、利用実績を踏まえた予測により、混雑情報を利用者に提供する機器やシステムの導入に要する経費
※バスにおける混雑情報の提供方法等については「公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたガイドライン（バス編）」に準拠すること。

・補助率：最大1/2

・対象：鉄道事業者、軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者並びにこれらの者に車両を貸与する者、一般旅客定期航路事業を営む者及びこれらの者に船舶を貸与する者、地方公共団体、上記いずれかを構成員とする協議会

【混雑状況の表示のあり方】

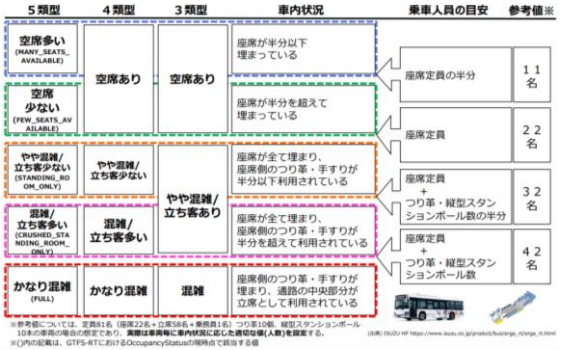

お問い合わせ先 ：北海道運輸局　交通政策部　交通企画課　　TEL: 011-290-2721（直通）

（27）地域観光資源の多言語解説整備支援事業

地元の環境を整備したい

・概　　要：観光庁が文化庁・環境省と連携して多言語解説の専門人材をリスト化し、地域へ派遣、観光資源の外国語（英語、中国語、韓国語）の解説文作成の支援を行います。また、本事業により作成された整備事例をまとめたガイドラインを作成し、他地域への横展開を実施します。

現地取材（ライター・エディター）→ 執筆（ライター）→ 編集（エディター）→ 内容確認 → スタイルチェック → 校正 → 完成

・補助対象者：観光地域づくり法人（DMO）、観光資源の所有者、自治体、観光協会等で構成・設立された地域協議会

・対象事業：観光資源の魅力を伝えるための多言語解説文の作成

・対象経費：解説文の執筆・編集・監修・校閲に要する経費
専門人材の現地取材に係る経費
計画策定に関する事前調整に係る経費等

・公募期間：~~令和6年1月31日（水）～令和6年2月21日（水）~~
※受付終了

〈取組事例〉

タッチパネル式解説板による案内（多言語字幕）

2次元コード（多言語音声・テキスト）

〈世界遺産における未整備構成資産の状況〉

古都京都の文化財
仁和寺など17か所の寺社と城郭で構成される。そのうち、金閣寺・延暦寺等10か所が未整備。

最新情報はこちらから→https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000290.html

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課　TEL: 011-290-2722（直通）

（28）公共交通利用環境の革新等事業

観光誘客を推進したい

・概要：地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関の受入環境整備、多様な移動ニーズに対応する新たな交通サービスの創出、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援します。

・対象：交通事業者、旅客施設の設置管理者、地方公共団体、協議会　等

・補助率：1/2　等

・公募期間：決まり次第、随時お知らせします。

お問い合わせ先 ：北海道運輸局	鉄道部	計画課	TEL: 011-290-2731（鉄道や軌道への補助）
	自動車交通部	旅客第一課	TEL: 011-290-2741（バスやバスターミナル、レンタカーへの補助）
		旅客第二課	TEL: 011-290-2742（タクシーへの補助）
	海事振興部	旅客・船舶産業課	TEL: 011-290-1011（旅客船への補助）
	観光部	観光企画課	TEL: 011-290-2700（空港への補助）
北海道開発局	港湾空港部	港湾計画課	TEL: 011-709-2137（港湾への補助）

（29）インフラツーリズム

観光誘客を推進したい

かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

・概要：ダムや道路などの社会基盤となる土木施設であるインフラについて、普段訪れることができないインフラの内部や日々変化する工事中の風景などの非日常を体験するツアーを展開することにより、インフラの整備・管理について理解を深めていただくとともに、地域に人を呼び込み、地域活性化に寄与することを目指します。

・対象：北海道開発局が管理するインフラ等の中から54施設を対象に、これらを組み込んだツアーを実施する旅行会社を公募（募集中）※。ツアー当日の施設見学では職員が普段は非公開のエリアの案内や詳しい説明を実施。

夕張シューパロダム

白鳥大橋

釧路港

石狩川頭首工

※「ツアー向けインフラ見学枠の公開」のご説明です。インフラツーリズムとの連携に関心がある地方公共団体等の方もお問合せください。

最新情報はこちらから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001wndm.html

お問い合わせ先 ：北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 TEL:011-709-2311（内線5442）

（30）地域雇用活性化推進事業

地元の人を育てたい

・概要：雇用機会の不足、人口減少等の雇用課題を抱える地域の協議会から提案された、自発的な雇用創造の取組（人材育成・雇用拡大のためのセミナー、地域求職者やUIJターン就職希望者を対象とした合同企業説明会等）を審査・選抜し、委託事業として実施するものです。

・対象：雇用創造に取組む地域の協議会　　・事業実施期間：3年度以内

・委託費：1地域あたり各年度最大4,000万円
（複数の市町村で実施する場合は費用を上乗せ。1地域あたり2,000万円/年）

・公募期間：募集期間は、別途各市町村へ通知

お問い合わせ先 ：北海道労働局 職業安定部 職業対策課　TEL: 011-738-1056 （直通）

地元の人を育てたい

（31）事業承継・引継ぎ補助金

・概要：事業承継やM&A（事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。）を契機とした経営革新等への挑戦や、M&Aによる経営資源の引継ぎ、廃業・再チャレンジを行おうとする中小企業者等を支援します。

・対象：中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む。）

●「経営革新」

経営革新に取り組む中小企業・小規模事業者を「創業支援型」「経営者交代型」「M&A型」の3つの類型に応じて支援します。

・「創業支援型」…廃業を予定している者等から経営資源を引き継いでの創業を支援
・「経営者交代型」…事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者を支援
・「M&A型」…事業再編・事業統合を契機として、経営革新等に取り組む者を支援
※８次公募より複数の中小企業を子会社化し、グループ全体の生産性向上のための投資を行う場合、グループ一体として申請できる「グループ申請」を新設しています

条件	賃上げ	補助上限額	補助額	補助率
①小規模企業者 ②営業利益率低下 ③赤字 ④再生事業者等 のいずれかに該当	実施	800万円	600万円超～800万円相当部分	1/2以内
			～600万円相当部分	2/3以内
	実施せず	600万円		
上記①～④ 該当なし	実施	800万円	-	1/2以内
	実施せず	600万円		

※詳細は公募要領をご確認ください。

	中小企業生産性革命推進事業 ９次公募
公募期間	９次公募：令和6年4月1日(月)～令和6年4月30日(火)
事務局HP	https://jsh.go.jp/r5h/

●「専門家活用」

・「買い手支援型」…事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業・小規模事業者を支援します。
・「売り手支援型」…事業再編・事業統合等に伴い自社が有する経営資源の引継ぎが行われる予定の中小企業・小規模事業者を支援します。

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乗せ額（廃業費）
買い手支援型	2/3以内	50万円	600万円以内	+150万円以内
売り手支援型	1/2又は2/3以内			

※詳細は公募要領をご確認ください。

●「廃業・再チャレンジ」

中小企業・小規模事業者が再チャレンジを目的として既存事業を廃業する際の費用の一部を補助します。

類型	補助率	補助下限額	補助上限額
廃業・再チャレンジ（単独の申請）	2/3以内	50万円	+150万円以内

※詳細は公募要領をご確認ください。

お問い合わせ先：
北海道経済産業局 産業部 中小企業課TEL: 011-709-3140 （直通）

（32）共同・協業販路開拓支援補助金

地元の魅力を活用したい

・概要：地域振興等機関（地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関）が中心的な役割を担って行う、企業の商品やサービスの販路開拓を支援します。

・対象：商工会・商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街等組織
その他地域の中小企業・小規模事業者の販路開拓につながる支援を事業として行う法人

・補助率：経費区分毎に定額または2/3以内 （補助上限額：5,000万円以内）

・公募期間：第8回公募は2023年11月30日（木）で終了しました。
次回公募については今後改めてご案内します。

公募情報はこちらから→ https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20240119/index.htm

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 産業部 経営支援課 TEL: 011-756-6718 （直通）

（33）中小企業等外国出願支援事業

地元の魅力を活用したい

・概要：中小企業等による特許、実用新案、意匠、商標等の外国出願に要する経費の一部を補助します。
本事業では外国特許庁への出願料や、現地・国内代理人費用、翻訳費用等の助成を行い、中小企業等の戦略的な海外展開を支援するものです。

・対象：・道内の中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)
・地域団体商標の外国出願については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象

・補助率：1/2以内
①1企業に対する1事業年度内の補助金の上限額：300万円
②1出願に対する補助金の上限額
【特許】150万円
【実用新案、意匠、商標】60万円
【冒認対策商標※】30万円
※海外での第三者による抜け駆け出願対策を目的とした商標出願

・公募期間：①地方実施分：（公財)北海道中小企業総合支援センター　4/24～ 5/31
②全国実施分：（一社)発明推進協会　①5/30～6/14、② 8/19～8/30、③11/18～12/3

公募情報はこちらから → https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室　TEL: 011-709-2311 （内線2586）

（34）地域ブランド確立促進支援事業

地元の魅力を活用したい

・概要：デザインや商標等の知的財産を活用したブランド形成の促進により、道内の**食・農業分野等産品の国内展開、海外展開等国内外市場への販路拡大**について、**専門家によるハンズオン支援**を実施。

・対象：・デザインや商標等の知的財産を活用した地域ブランドの形成に意欲的な団体
・地域団体商標、地理的表示（GI）保護制度の活用により国内外等への販路拡大に意欲のある団体　等

・公募期間：未定

・支援の流れ：

①課題の把握・整理

- 団体等へのヒアリングを通じた状況の把握、課題の発見

②支援の方向性の検討

- 支援先の状況に応じた支援プログラムの作成
- 支援施策活用の検討や専門家の選定

③専門家等による課題解決に向けた支援

- 商標、地域団体商標、GI等の取得支援
- ブランド化に向けた取組例の共有
- 販路拡大に向けてのアクションプラン作成等

令和5年度の採択情報はこちらから　→ https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20230807/index.htm

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室　TEL: 011-709-2311 （内線2586）

（35）INPIT北海道知財総合支援窓口

地元の魅力を活用したい　新たなサービスに取り組みたい

・概要：中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランドなどの“知的財産”の側面から解決を支援する地域密着型の相談窓口です。
権利化支援だけでなく、営業秘密管理、ビジネスに合わせたオープンクローズなどの知財活用戦略、ブランド・デザイン戦略、知財関係の契約、社内の知財関係規定整備、商店街支援など、必要に応じて弁理士、弁護士、中小企業診断士、ブランド・デザイン専門家なども幅広く活用して支援を実施します。

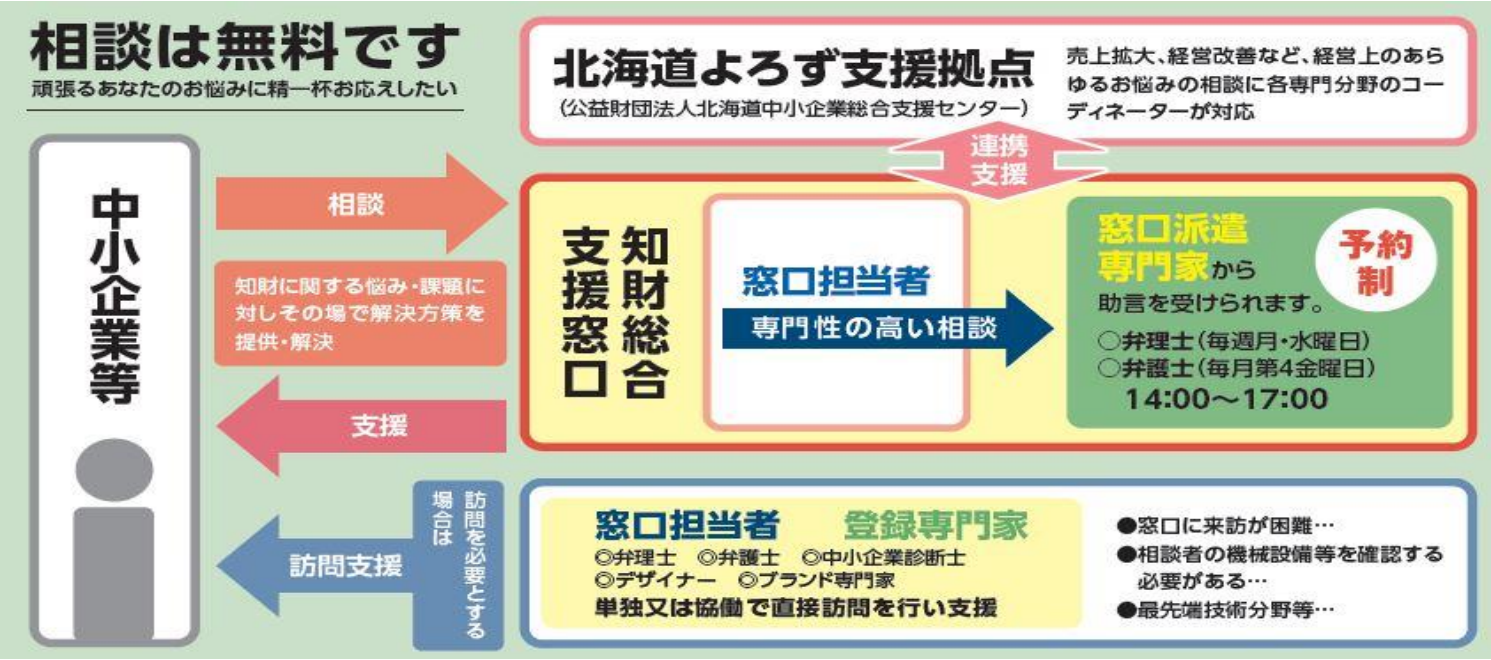

最新情報はこちらから　→　https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/hokkaido/

お問い合わせ先：〒060-0807　札幌市北区北7条西4丁目1番地2 KDX札幌ビル5階
INPIT北海道知財総合支援窓口　TEL: 011-747-8256　E-mail: chizai@jiii-h.jp

地元の魅力を活用したい　新たなサービスに取り組みたい

（36）INPIT加速的支援事業

・概要：知的資産を活用した事業成長が見込まれる中小企業に対して、INPITから専門家チームを派遣、伴走支援を行うことで、支援先企業の**組織の能力（ケイパビリティ）を高め、事業成長**を実現します。

・対象：事業成長を目指す熱意ある企業のみなさま　*ご連絡いただければ事業のご説明にお伺い致します！*

・費用：無料です。専門家にかかる謝金、旅費もいただいておりません。

・支援の流れ：

INPIT
加速的支援室

・課題に適した専門家チームを派遣
・1年半～2年間の伴走支援
・知財総合支援窓口が継続的にフォロー

専門家チーム

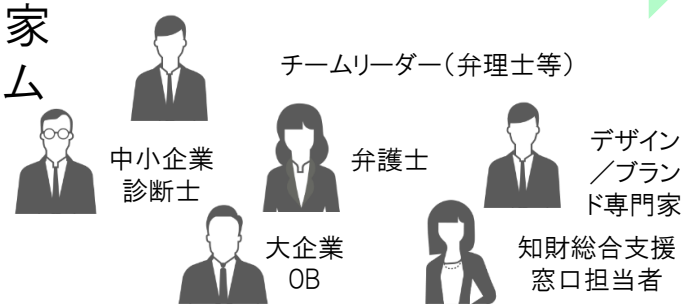

チームリーダー及びメンバーは、案件に応じてケースバイケース

中小企業等

事業成長
地域への貢献

✓商品開発能力、サービス能力向上
✓ブランド、PR力向上
✓顧客、パートナー、マーケティング等販売能力向上
✓法規制対応、契約アドバイス　・・・等

最新情報はこちらから　→　https://chizai-portal.inpit.go.jp/kasoku/

お問い合わせ先：〒060-0807　札幌市北区北7条西4丁目1番地2 KDX札幌ビル5階
INPIT北海道知財総合支援窓口　TEL: 011-747-8256　E-mail: chizai@jiii-h.jp

（37）小規模事業者持続化補助金＜一般型＞

新たな事業に取り組みたい

・概　要：小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援します。

・補助率：2/3以内、上限50万円

・対　象：小規模事業者及び一定要件を満たす特定非営利活動法人

※下記に該当する事業者には、補助上限額引き上げ等の優遇措置があります。

賃金引上げ枠	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より＋50 円以上とした事業者等	・補助上限額を200万円まで引き上げ。 ・さらに業績が赤字の事業者は、補助率の引き上げ等の優遇措置
卒業枠	小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者	・補助上限額を200万円まで引き上げ。
後継者支援枠	アトツギ甲子園においてファイナリスト等になった事業者	・補助上限額を200万円まで引き上げ。
創業枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」による支援を過去３か年の間に受け、かつ、開業した事業者	・補助上限額を200万円まで引き上げ。
インボイス特例	免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者	・すべての枠の補助上限額を50万円上乗せ。

・公募期間：　第15回公募は2024年3月14日（木）で終了しました。
次回公募については今後改めてご案内します。

公募要領はこちらから　＜商工会地区の方＞https://www.shokokai.or.jp/jizokuka r1h/
＜商工会議所地区の方＞https://s23.jizokukahojokin.info/

お問い合わせ先：北海道経済産業局 産業部 経営支援課　TEL: 011-756-6718（直通）

（38）クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（うち、充電インフラ導入補助）

新たなサービスに取り組みたい

エコで知名度アップ

・概要 ： 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助。
・対象 ： 電気自動車・プラグインハイブリッド車に充電するための設備の購入費及び工事費の一部
・補助対象者 ： 補助対象とする充電設備を今後購入し、充電設備を設置する土地の所有権限を有する個人、法人、地方公共団体 等

補助概要（令和6年度第1期・第2期）

※下記表での機器・工事の補助上限額は総額であり、機器の機能や工事内容ごとに個別の上限あり。そのため、機器の機能や工事の内容によって、必ずしも表中の上限額がそのまま補助されるわけではないことに留意。

	急速充電器								
設置場所	①高速道路SA・PA			②公道/SS/道の駅		③空白地域	④その他		
対象設備（総出力）	150kW以上	90kW以上	50kW以上	90kW以上	50kW以上	50kW	90kW以上	50kW以上	10kW以上
機器補助率	1/1							1/2	
工事補助率	1/1								
機器上限額	500（1口）／700（2口）／350×口数（3口以上）	400（1口）／500（2口）		400（1口）／500（2口）／250×口数（3口以上）		400（1口）／500（2口）	400（1口）／500（2口）／250×口数（3口以上）	200（1口）／250（2口）	60
工事費上限額	3,100（2口まで）／1,550×口数（3口以上）	3,100	2,450	400		280		140	108

	普通充電				
対象設備	ケーブル付き充電設備		コンセントスタンド	コンセント	
	6kW	3kW・4kW	―	―	
駐車場形態	機械式・平置き		機械式・平置き	機械式	平置き
補助率	機械補助率：1/2　工事補助率：10/10 （上限あり）				
機器上限額	35	25	11	7	
工事費上限額	135		135	135	95

（単位：万円）

	高圧受電設備・設置工事費 補助率：10/10 （上限あり）				
設備総出力	350kW以上	250kW以上	150kW以上	90kW以上	50kW以上
上限額	600	500	400	300	200

最新の情報は経済産業省HPからご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r5hosei_infrastructure.html

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課　TEL: 011-709-2311 （内線2570）

（39）サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金（IT導入補助金）

新たなサービスに取り組みたい

・概要：中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツールの導入を支援。
・対象：中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）
※インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者に含む。
・補助対象ツール：事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。
相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含む。

	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	インボイス制度に対応し、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がｲﾝﾎﾞｲｽ制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入
補助上限	ITツールの業務領域が1～3まで：5万円～150万円 4以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～100万円
補助率	中小企業：1/2	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）

詳細・最新情報はこちら（IT導入補助金2024事務局HP） https://it-shien.smrj.go.jp/

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課 TEL: 011-709-2311 （内線2566）

（40）省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

新たなサービスに取り組みたい

エコで知名度アップ

・概要：工場・事業場において実施される省エネ効果の高い設備への更新を支援します。

・補助対象経費：（Ⅰ），（Ⅳ）設計費、設備費、工事費、（Ⅲ）設備費

（Ⅱ）設備費（※電化の場合は付帯設備も対象）

・補助率：

（Ⅰ）工場・事業場型※先進設備の場合
　中小企業等：2/3以内、大企業等：1/2以内

（Ⅰ）工場・事業場型※先進設備以外
　中小企業等：1/2以内、大企業等：1/3以内

（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型　1/2以内

（Ⅲ）設備単位型　1/3以内

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型　中小企業等：1/2以内、大企業等：1/3以内

【（Ⅰ）工場・事業場型，（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型，（Ⅳ）エネルギー需要最適化型】
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

事務局：（一社）環境共創イニシアチブ　https://sii.or.jp/koujou05r/

公募期間：1次公募　公募終了

2次公募　2024年5月下旬～2024年6月下旬（予定）

【（Ⅲ）設備単位型，（Ⅳ）エネルギー需要最適化型】
省エネルギー投資促進支援事業費補助金

事務局：（一社）環境共創イニシアチブ　https://sii.or.jp/setsubi05r/

公募期間：1次公募　公募終了

2次公募　2024年5月下旬～2024年6月下旬（予定）

（Ⅰ）工場・事業場型

生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助。

食料品製造業Ａ社
（中小企業、海水を原料とした塩を製造）

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。**３年で37.1%の省エネ**を実現予定。

【平釜】

【立釜】

（Ⅲ）指定設備導入事業

エネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表された省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援。

対象設備（例）

【高効率空調】

【業務用給湯器】

【産業用モータ】

（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型

主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助。

【キュポラ式】※コークス

【誘導加熱式】※電気

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型

エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援。

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課　TEL: 011-709-2311 （内線2635）

（41）エネルギー利用最適化診断等事業

新たなサービスに取り組みたい

エコで知名度アップ

・概要：専門家が、中小企業等の工場・事業場を訪問して、現地診断を行い、AIやIoTを活用した設備の運用改善や高効率設備への更新等の省エネ提案及び再エネ導入の提案を行います。

【提案例】

●お金をかけずに運用でできる改善
- ・空調の運転台数見直し
- ・不使用エリアの照明の消灯
- ・ボイラの空気比低減

●設備投資による改善
- ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策
- ・高効率設備への更新
- ・再エネ設備の導入支援

・対象：以下のいずれかが対象（予定）
- ・中小企業基本法に定める中小企業者
- ・会社法上の会社に該当以外で、年間エネルギー使用量1,500kl 未満の事業所

・費用：A診断（専門家1名） 10,670円（税込）（年間エネルギー使用量目安（原油換算）300kL未満）
B診断（専門家2名） 16,940円（税込）（年間エネルギー使用量目安（原油換算）300kL～1,500kL未満）
大規模診断（事前打合せ＋専門家2人） 23,760円（税込）（年間エネルギー使用量目安（原油換算）1,500kL以上）

・受付期間：現在、Ⅰ～Ⅲ期（5月～11月中旬 診断or事前打合せ実施分）の申込を受付中

※全国で540件程度を予定。予定件数に達した時点で終了となります。

事業概要はこちらから → https://www.shindan-net.jp/service/shindan/

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 TEL: 011-709-2311 （内線2635）

（42）中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業（省エネクイック診断）

新たなサービスに取り組みたい

エコで知名度アップ

・概要：中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等の提案を行います。

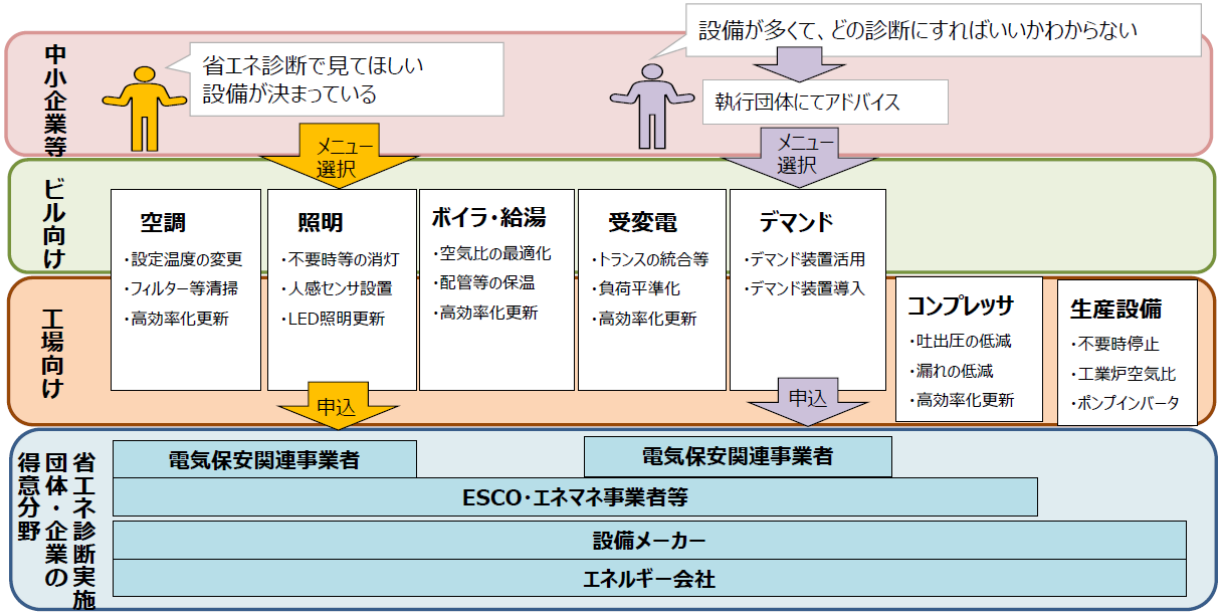

・対象：

中小企業基本法に定める中小企業者

会社法上の会社に該当以外で、年間エネルギー使用量1,500kl 未満の事業所

・費用(税込)：省エネ診断コース　設備単位プラン 各設備(2設備まで組合せ可能)5,500円、まるっとプラン(原則3設備)16,500円

効果測定コース(過去に省エネ診断を受診した事業者向け)　設備単位プラン 各設備3,850円、まるっとプラン11,550円

・受付期間：2024年3月21日～2025年1月上旬予定。※予算額に達した場合、予定より早く受付を終了する場合があります。

道内登録診断機関はこちらから検索　→　登録診断機関検索

事業概要・お申込みはこちらから　→　https://shoeneshindan.jp/guide/

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 資源エネルギー環境部　エネルギー対策課　TEL: 011-709-2311 （内線2635）

（43）地域プラットフォーム構築事業（省エネお助け隊）

新たなサービスに取り組みたい

エコで知名度アップ

・概要：中小企業等の事業場等を訪問して、省エネ診断を行い、その後の省エネ取組の支援まで行います。
省エネ診断から省エネ取組の支援まで、同一専門家が一気通貫して対応可能で、経営の専門家が省エネの専門家と連携して支援することも可能です。

省エネお助け隊

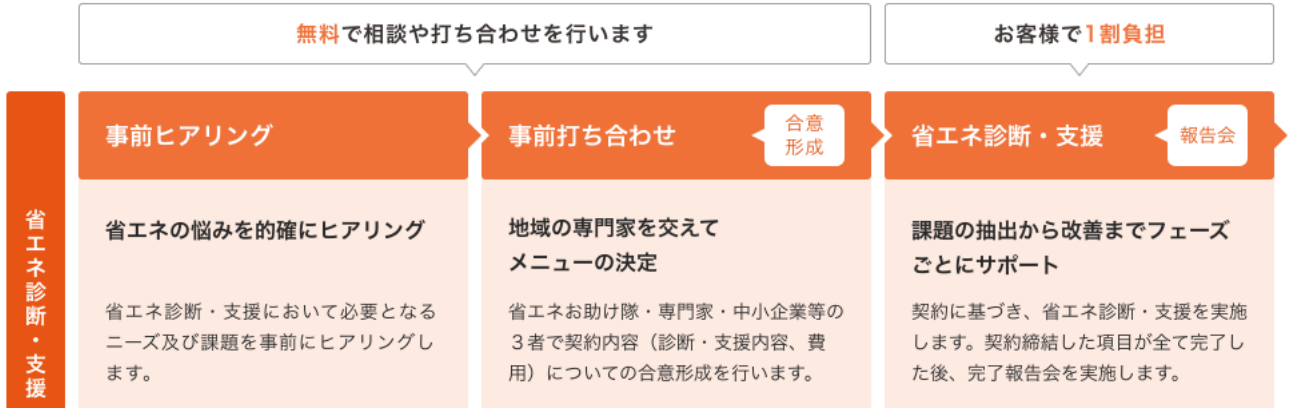

・対象：以下のいずれかが対象（予定）
- ・中小企業基本法に定める中小企業者
- ・会社法上の会社に該当以外で、年間エネルギー使用量1,500kl 未満の事業所

・省エネ診断費用：1名診断　10,120円(税込)、2名診断　15,400円(税込)、3名診断　22,880円(税込)

・省エネ支援費用：工場プラン(製造業300kl以上) 25,520円(税込)、工場プラン(製造業300kl未満) 18,480円(税込)
ビル・店舗プラン(製造業以外) 13,200円(税込)、個別カスタムプラン 総額の1割

・受付期間：現在申込受付は終了。昨年は5月15日より募集開始。今後は新しい情報が判明次第、随時更新予定

道内相談窓口 → お助け隊一覧はここをクリック

事業概要はこちらから → https://www.shoene-portal.jp/

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 資源エネルギー環境部　エネルギー対策課　TEL: 011-709-2311 （内線2635）

新たなサービスに取り組みたい

（44）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

・概要：中小・小規模事業者等が取り組む、革新的製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援します。

・対象：中小企業者、特定事業者の一部および一定要件を満たす特定非営利活動法人、社会福祉法人

枠・類型	補助上限額 （大幅賃上げを行う場合）	補助率
省力化（オーダーメイド）枠 人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援	750万円～8,000万円 （1,000万円～1億円）	1/2 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3
製品・サービス高付加価値化枠		
通常類型 革新的な製品・サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援	750万円～1,250万円 （850万円～2,250万円） ※1	1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
成長分野進出類型（DX・GX） 今後成長が見込まれる分野（DX・GX）に資する革新的な製品・サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援	1,000万円～2,500万円 （1,100万円～3,500万円）	2/3
グローバル枠 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援	3,000万円 （3,100万円～4,000万円）	1/2 小規模 2/3

※1：従業員規模で異なる

・公募期間：17次締切分　2023年12月27日（水）～3月1日（金）（受付終了）
18次締切分　2024年1月31日（水）～3月27日（金）（受付終了）

最新情報はこちらから → https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html

お問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター　TEL: 050-3821-7013

新たな事業に取り組みたい　新たなサービスに取り組みたい

（45）事業再構築補助金

▪ 概要：新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靭化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します！

申請類型	補助上限額 （※従業員30人の場合）	補助率
成長分野進出枠（通常類型） ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者向け ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け	3,000万円（※4,000万円） （一部廃業を伴う場合2,000万円上乗せ） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
成長分野進出枠（GX進出類型） ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者向け	中小：5,000万円（※6,000万円） 中堅：1億円（※1.5億円） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
コロナ回復加速化枠（通常類型） ・今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者向け	2,000万円	中小2/3、中堅1/2
コロナ回復加速化枠（最低賃金類型） ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者向け	1,500万円	中小3/4（※2/3） 中堅2/3（※1/2） ※コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合
サプライチェーン強靭化枠 ・ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靭化に資する取組をこれから行う事業者向け	3億円（※5億円） ※建物費を含む場合	中小1/2 中堅1/3

・公募期間：第12回 2024年4月23日（火）
～2024年7月26日（金）18時

詳細・公募情報はこちらから → https://jigyou-saikouchiku.go.jp/

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 産業部 経営支援課
TEL: 011-756-6718（直通）

（46）中小企業省力化投資補助事業

新たな事業に取り組みたい　新たなサービスに取り組みたい

・概要：IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進します。

・事業スキーム：

	概要（補助上限／補助率）
省力化投資補助枠	補助額：従業員数５人以下　200万円（300万円） 従業員数６～20人以下　500万円（750万円） 従業員数21人以上　1000万円(1500万円) 補助率：１／２ ※賃上げ要件を達成した場合、（　）内の値に補助上限額を引き上げ
対象者	中小企業、小規模事業者等 ※補助事業終了後３年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率３％以上向上させる事業計画を策定すること。
補助対象経費	補助金事務局HPで公表された「カタログ」（補助対象製品リスト）に掲載された省力化製品の導入費

・カタログ掲載機器(IoT,ロボット等)のイメージ

・スケジュール

公募要領公開：2024年３月29日～

申請受付開始：未定　※複数回公募予定

詳細・公募情報はこちらから → https://shoryokuka.smrj.go.jp

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 産業部 経営支援課
TEL: 011-756-6718（直通）

（47）商用車の電動化促進事業

新たなサービスに取り組みたい

エコで知名度アップ

概要：商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行います。

※BEV：電気自動車、
PHEV：プラグインハイブリッド車、
FCV：燃料電池自動車

対象：民間事業者・団体、地方公共団体等

補助率：設備や実施主体により、1/4～1/2

公募期間（令和5年度補正）：

（1）トラック
令和6年3月8日（金）～令和7年1月31日（金）

（2）タクシー・バス
令和6年3月8日（火）～令和7年1月31日（金）

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3　等

補助対象車両の例

EVトラック/バン

FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4　等

補助対象車両の例

EVタクシー

PHEVタクシー

FCVタクシー

【バス】　補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3　等

補助対象車両の例

EVバス

FCVバス

【充電設備】補助率：1/2　等

補助対象設備の例

充電設備

※本事業において、上述の車両と一体的に導入するものに限る

最新情報はこちらから→ https://www.levo.or.jp/hojokin/
https://ataj.or.jp/index_taxibus.html

お問い合わせ先 ：環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室　TEL:03-5521-8301
環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室　TEL:011-299-2460

（48）社会資本整備総合交付金

社会資本整備
中心に行いたい

・概要：地方公共団体等が策定した社会資本総合整備計画に基づき実施される事業等に充当するための交付金です。

・対象：地方公共団体等

・補助率：社会資本整備総合交付金交付要綱に基づきます。

交通結節点の整備

歴史的景観の整備

最新情報はこちらから→ https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

お問い合わせ先 ：北海道開発局 開発監理部 開発調整課 TEL: 011-709-2311（内線5416）

（49）「かわまちづくり」支援制度

まちづくりをしたい

・概要：地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備、利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図るため、地域の魅力向上を目指す計画について、河川管理者がソフト・ハードの両面から支援・推進します。

・対象：市町村
市町村及び民間事業者
市町村を構成員に含む法人格のない協議会
民間事業者

砂川地区かわまちづくり
水上体験学習IN砂川遊水地

最新情報はこちらから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/ud49g7000000ahtj.html

お問い合わせ先 ：北海道開発局 建設部 河川工事課 TEL:011-709-2311（内線5967）
地方整備課 TEL:011-709-2311（内線5674）

（50）「観光地域づくり法人（登録DMO・候補DMO）」登録制度

まちづくりをしたい

・ 概　要 ： 観光庁が登録を行った観光地域づくり法人（登録DMO・候補DMO）及び、これと連携して事業を行う関係団体に対して、相談等へのワンストップ対応、各省庁の政策に関する情報提供等の重点的支援を行うことで、各地における観光地域づくり法人の形成・確立を強力に支援していきます。

・ 対　象 ： 自治体と連携して観光地域づくりを担う法人

・ 登録条件

〇観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成

〇データ等の継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定、PDCAサイクルの確立

〇関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり・プロモーションの実施

〇法人格の取得、最終的な責任者の明確化、CMO・CFOの確保

〇安定的な運営資金の確保

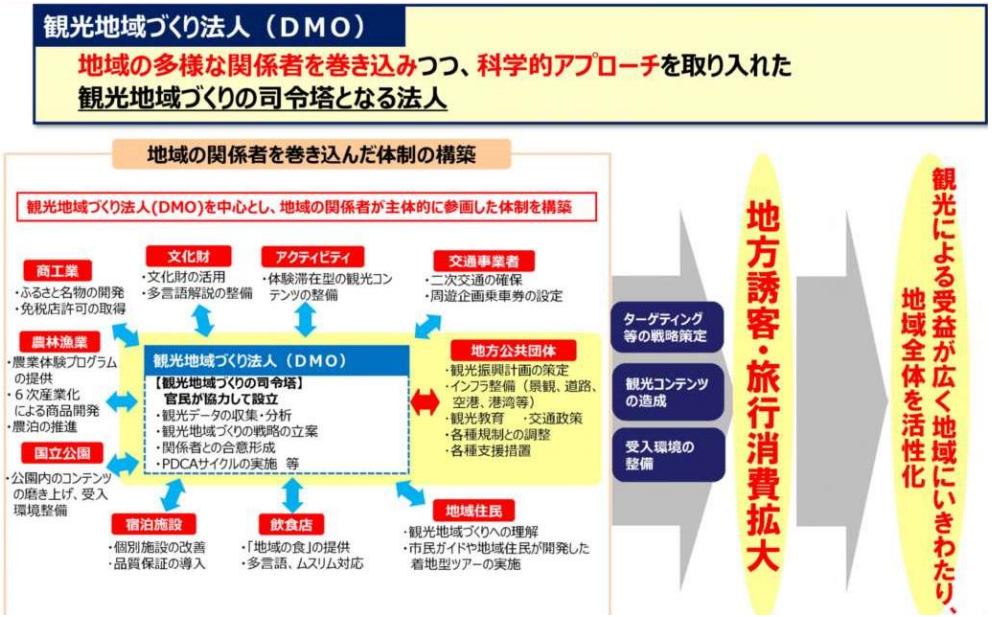

最新情報はこちらから→ http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000053.html

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課　TEL: 011-290-2722 （直通）

（51）ミズベリング北海道

かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

・概要：北海道の水辺を活用して新たな賑わいを生み出すためのプロジェクトです。水辺の未来を考える人がつながり、可能性を語り合い、まちづくりやライフスタイルに発展させていくために、市民や企業、行政が一体となって、水辺とまちの未来を描くムーブメントを展開します。

・対象：市民や企業、行政　等

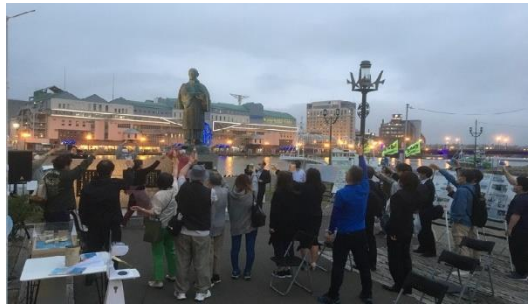

最新情報はこちらから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/ud49g7000000ck13.html

お問い合わせ先 ：北海道開発局 建設部 河川工事課　TEL:011-709-2311（内線5967）

（52）かわたびほっかいどう

かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

・概要：北海道総合開発計画のもと、川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等、川に関する情報を効果的に発信、地域と連携して魅力的な水辺空間の創出、水辺利活用を促進し、北海道らしい地域づくり・観光振興に貢献する「かわたびほっかいどう」プロジェクトを推進しています。

・対象：市民や企業、行政　等

かわたび ほっかいどう

最新情報はこちらから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa kou/splaat000001brcl.html

お問い合わせ先 ：北海道開発局 建設部 河川工事課　TEL: 011-709-2311（内線5967）

（53）シーニックバイウェイ北海道

かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

・概要：みちをきっかけにつながった地域の人たちが、行政や企業などと連携し、自らの発案に基づいて、景観をはじめとした地域資源の保全・改善の取組を進めることにより、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりを推進します。
また、シーニックバイウェイ「秀逸な道」では、道内各地の活動団体がお薦めする特に魅力ある景観等を有する道路12区間を認定し、多様な関係主体の連携のもと、道路を地域の観光資源として活用することにより、北海道のドライブ観光をより一層促進します。

・対象：シーニックバイウェイ北海道の趣旨に賛同し、北海道内の任意の地域において景観その他の地域資源の保全・改善等に資する活動を行う複数の団体で構成される組織（代表者名にて提案）

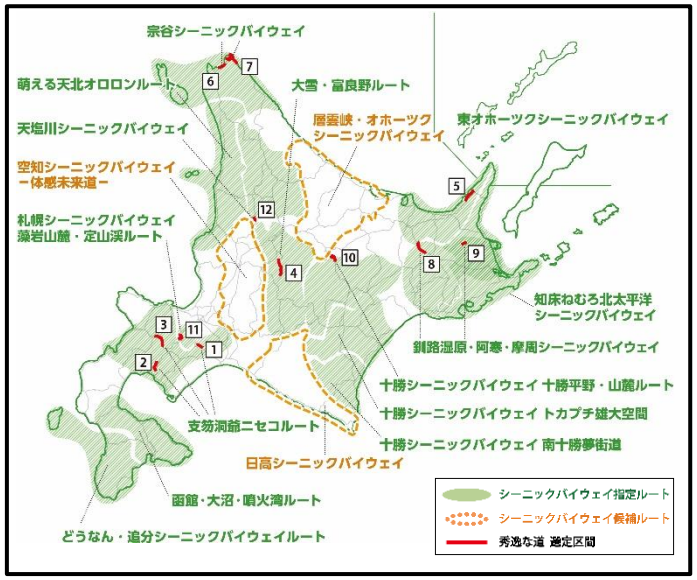

▲北海道におけるルート一覧

▲シーニックバイウェイ「秀逸な道」 12区間

最新情報はこちらから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou kei/ud49g7000000n0ut.html

お問い合わせ先 ：北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 TEL: 011-709-2311（内線5442）
建設部 道路計画課 TEL: 011-709-2311（内線5845）

（54）みなとオアシス

かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

・概要：地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設を「みなとオアシス」として登録し、地域住民、観光客、クルーズ旅客等が交流するイベントの開催やこれらの来訪者が休憩する場を提供しています。また、地域の観光や交通に関する情報提供や、災害時の地域住民への支援、地域の物産品の販売なども行われています。

・対象：◇設置主体：地元自治体、NPO や「みなと」を核としたまちづくりを行っている協議会　等
◇運営主体：NPO、協議会　等

みなとオアシス

最新情報はこちらから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kk/kou_kei/ud49g7000000tn4q.html

お問い合わせ先 ：北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課　TEL: 011-709-2311（内線5635）

かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

（55）北海道　海の駅

・概要：地域における相互交流・連携を深め、ネットワークを活用することにより舟艇利用者の利便性向上を目指すと共に、海洋性レクリエーションの普及並びに海洋教育の啓発活動を通して、また地元自治体等との連携により各駅及び地域の活性化に寄与します。

・対象：事業の主旨に賛同して海の駅ネットワークに入会し、活動を推進する個人及び団体

最新情報はこちらから→ https://www.umi-eki.jp/hokkaido.html

お問い合わせ先 ：北海道運輸局 海事振興部 旅客・船舶産業課　TEL:011-290-1012
（海の駅ネットワーク北海道事務局）

（56）北海道マリンビジョン

かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

・概要：「北海道マリンビジョン」とは、北海道の水産食料供給基地としての役割を将来にわたり守り育てていくため、活力ある水産業や漁村の目指すべき姿を定めた長期構想です。

漁港を中心とする道内各地域では、本ビジョンの実現に向けて、多様な連携・協働による協議会を組織し、水産業を核とした地域振興方策となる「地域マリンビジョン」を策定し、地域の活性化及び水産業の成長産業化に向けた取組を行っています。

国土交通省北海道局及び北海道開発局は、この地域の取組に必要な情報提供や漁港漁場整備事業の効果的な実施等の面から支援しています。

・対象：地方公共団体（市町村）及び漁業協同組合等で構成される協議会

最新情報はこちらから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ns/suisan/ud49g7000000ny1b.html

お問い合わせ先 ：北海道開発局 農業水産部 水産課　TRL:011-709-2311（内線5579）

マリンビジョン
MARINE VISION

【新ロゴマーク】

【漁港内での移動販売試験出店】

【漁船でのネイチャークルーズ】

観光地域づくりNAVI　2024

（57）北海道のサイクルツーリズム推進

かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい

・概要：アジアの中でも特徴的で魅力的な北海道の観光資源を活かしながら、統一的なコンセプトのもとサイクルツーリズムの振興による広域的な周遊観光等の地域振興を実現するための、行政のみならず、観光や自転車等の民間事業者、地域の住民、来訪するサイクリストなど多くの者が想いを共有し協力する中での一体的な取組です。

・対象：市町村、総合振興局・振興局、開発建設部（事務所含む）
民間事業者団体（観光協会、商工会議所等）、自転車関連団体等

■自転車走行環境の改善

案内看板によるルートの案内

路面への通行位置明示

■受入環境の整備

路線バスを活用した自転車輸送（稚内）

サイクルラックや修理工具の設置
（道の駅等の立寄施設）

■情報発信・サイクリストとのコミュニケーション

スポット情報

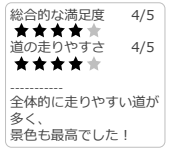

評価・意見の投稿
（イメージ）

サイクリングマップ

Webサイトの詳細は下記の二次元コードよりご確認いただけます。

コミュニケーションwebサイト
「サイクルルート北海道」へリンク
https://cycle-hokkaido.jp/

最新情報はこちらから→　https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou kei/splaat000000utuk.html

お問い合わせ先 ：北海道開発局 開発建設部 道路計画課　TEL: 011-709-2311（内線5368）

観光地域づくりNAVI 2024

（58）「わが村は美しく－北海道」運動

農山漁村（むら）を元気にしたい

表彰で知名度アップ

概要：「わが村は美しく－北海道」運動は、北海道の農林水産業をより「豊かに」、農山漁村がより「美しく」なることをめざし、平成13年度にスタートしました。その活動のひとつとしてコンクールを開催し、道内各地で地域の魅力と活力を高めている地域住民の努力と行動に光をあて、全国に発信しています。令和5年～令和6年度は、第11回コンクールを実施しています。

◆運動のイメージ

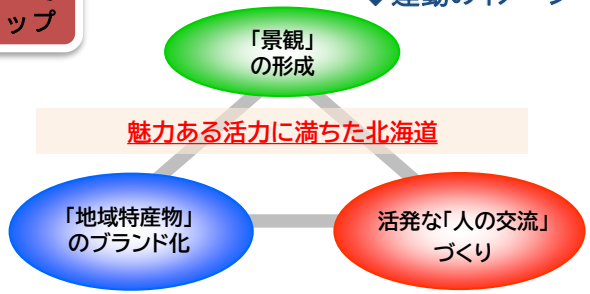

第11回「わが村」運動コンクール（開催中）

活動団体
↓
現地調査
優秀賞・奨励賞の選考
↓
表彰式
↓
大賞の選考
↓
大賞表彰式

R5年度

R6年度

第10回コンクール大賞受賞団体

北のなのはな会【安平町】

ほんべつ豆まかナイト実行委員会【本別町】

多くの人に伝えるための取組

●HPへ掲載 → 活動団体の最新情報を広く発信

●メールマガジンの配信

→活動団体への情報提供

→活動団体の最新情報を発信

●JR北海道の車内誌

→「The JR Hokkaido」への掲載

（JR北海道の協力）

●地域イベントで活動PR

→地域イベントに参加し団体活動を紹介

●パネル展でPR（北洋銀行との連携）

●Facebook（フェイスブック）の取組

→活動団体の最新情報を広く発信

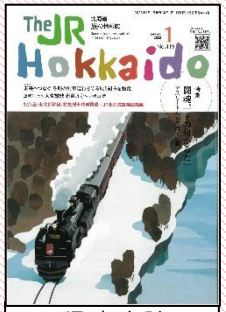

JR車内誌

札幌大通でのパネル展

参加しよう・広げよう・いいもの伝えよう
"わが村は美しく－北海道"

ホームページ

Facebook

最新情報はこちらから→http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ns/nou_sin/ud49g7000000emhm.html

お問い合わせ先 ：北海道開発局 農業水産部 農業振興課 TEL: 011-709-2311（内線5685）

（59）農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

農山漁村（むら）を元気にしたい

・概要：中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

①中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援（中山間地農業ルネッサンス推進支援）

②収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援（元気な地域創出モデル支援）

③地域レジリエンス強化連携協定に基づく避難対応実現の取組等を支援（地域レジリエンス強化支援）

④地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援（中山間地複合経営実践支援）

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

①むらづくり協議会が行う調査、計画作成、実証事業等を支援（農村RMOモデル形成支援）

②協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援（農村RMO形成伴走支援）

・対象：都道府県、市町村、地域協議会、民間団体

・補助率：定額等

最新情報はこちらから→ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/chusankan_suishin.html

お問い合わせ先 ：農林水産省 農村振興局 地域振興課　TEL: 03-3501-8359

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

（60）農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

農山漁村（むら）を元気にしたい

・概要：農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援（※農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組を支援対象に追加）

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能

※再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援

・対象：都道府県、市町村、中小企業者、農林漁業者団体等

・補助率：（1の事業）1/2等、（2の事業）3/10等

定住促進・交流対策型

○**計画主体**　都道府県、市町村※1　　※1　農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要

○**事業実施主体**　都道府県、市町村、農林漁業者団体等

農林水産物直売所

廃校を利用した交流施設

集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

○**事業実施主体**　農林漁業者団体、中小企業者※2

※2　六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定が必要

農林水産物処理加工施設

農家レストラン

発電設備等の整備

販売・交流施設等

電力供給

EV車等への給電設備

最新情報はこちら

○農山漁村振興交付金→https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

○農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）→https://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html

お問い合わせ先：（1の事業）農林水産省 農村振興局 地域整備課　TEL: 03-3501-0814
（2の事業）　都市農村交流課　TEL: 03-6744-2497

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

（61）農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

農山漁村（むら）を元気にしたい

・概要：農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

①農泊推進事業
農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援

②広域ネットワーク推進事業
戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

①農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援

②農家民泊等における小規模な改修を支援

地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発

Wi-Fiの環境整備

専門家の派遣・指導

古民家等を活用した滞在施設の整備

・対象：地域協議会、民間企業、中核法人等　　・補助率：定額、1/2等

・公募期間：※受付終了

最新情報はこちら
○農山漁村振興交付金→https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html
○「農泊」の推進→https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html

お問い合わせ先 ：農林水産省 農村振興局 都市農村交流課　TEL: 03-3502-0030

（62）手づくり郷土（ふるさと）賞

表　彰　で
知名度アップ

・概要：地域活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰し、好事例を広く紹介することで、個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

・対象：地域の社会資本を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体で、 または社会資本を管理する地方公共団体（都道府県、市区町村）との共同で応募。

最新情報はこちらから→https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/ud49g700000001s9.html

お問い合わせ先 ：北海道開発局 開発監理部 開発調整課 TEL: 011-709-2311（内線5470）

（63）自然環境整備交付金（国立公園整備事業・国定公園整備事業）

地域の魅力で知名度アップ

・概要：国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業（国際化対応、老朽化対策）に対して支援します。
〇標識や情報提供施設の多言語表記化、公衆トイレの洋式化
〇荒廃・老朽化した利用者の多い歩道の再整備など

・対象：都道府県（および市町村（間接補助））

・交付限度額：総事業費の1/2（国定公園等の事業の場合45/100）

歩道再整備の例

最新情報はこちらから→ http://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/

お問い合わせ先 ：環境省自然環境局　自然環境整備課　TEL:03-5521-8281（内線6698）
北海道地方環境事務所　自然環境整備課　TEL:011-299-1956

（64）環境保全施設整備交付金（長寿命化対策整備事業）

地域の魅力で知名度アップ

・概要：国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する環境保全施設整備計画に基づく長寿命化を主目的とする整備事業の実施に対して支援します。
〇劣化や損傷の防止を図るための施設改修等

・対象：都道府県（および市町村（間接補助））

・交付限度額：総事業費の1/2（国定公園等の事業の場合45/100）

橋梁改修工事の例

最新情報はこちらから→ http://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/

お問い合わせ先：環境省自然環境局　自然環境整備課　TEL:03-5521-8281（内線6698）
北海道地方環境事務所　自然環境整備課　TEL:011-299-1956

（65）生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）

観光誘客を推進したい

エコで知名度アップ

地元の魅力を活用したい

・概要：エコツーリズム（ジオツーリズムを含む）に取り組む又は取り組もうとする地域の協議会がエコツーリズム推進全体構想の作成、エコツーリズムに係るルールやプログラムづくり等の活動を行うにあたり、その経費の一部を国が支援します。

・対象：多様な主体で構成された地域協議会（市町村の参加は必須）

・補助率：国費1/2以内（限度額1,000万円）

・公募期間：令和6年2月5日（月）～2月29日（木）必着　※受付終了

最新情報はこちらから→ http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/index.html （環境省HP『エコツーリズムのススメ』）

お問い合わせ先 ：環境省自然環境局　国立公園課 国立公園利用推進室　TEL: 03-5521-8271
北海道地方環境事務所　国立公園課　TEL: 011-299-1953

（66）生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）

農山漁村（むら）を元気にしたい

新たな事業に取り組みたい

・概要：自然共生社会づくりを着実に進めていくため、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等に対し、活動等に必要な経費の一部を国が交付します。

・対象：協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）、地方公共団体、動植物園、民間団体、研究機関等

・補助率：交付率1/2、3/4、定額

・公募期間：~~令和6年2月6日（火）～3月8日（金）~~ ※受付終了

※詳細は公募要領等に記載しております。応募を御検討の際は必ずご確認ください。

最新情報はこちらから→ https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html

お問い合わせ先 ：環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室　TEL: 03-5521-9108
北海道地方環境事務所　野生生物課　国立公園課　TEL: 011-299-1954

地元の環境を整備したい

エコで知名度アップ

まちづくりをしたい

（67）民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業

概要：・スマート街路灯（通信ネットワーク化し、遠隔調光等が可能なLED街路灯）やソーラー街路灯（太陽光発電設備及び蓄電池と一体となり、電力系統に接続されていないLED街路灯）について、計画策定や設備等導入支援を行います。

・スマート街路灯には日射計等を取り付け、地域の需給調整力の向上に必要な日射量等の気象データを収集します。

対象：民間事業者・団体等

補助率：計画策定：3／4　　設備等導入：スマート街路灯　1／3

ソーラー街路灯　1／4

公募期間：令和6年4月16日（火）～ 5月21日（木）17時

最新情報はこちらから→ https://rcespa.jp/offering

お問い合わせ先 ：環境省地球環境局地球温暖化対策事業室 TEL:0570-028-341
環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室 TEL:011-299-2460

地元の環境を整備したい

エコで知名度アップ

（68）地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業

概要：・グリーンスローモビリティ（※）の導入に係る調査検討と車両等の導入を支援します。

※時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス

対象：民間事業者・団体、地方公共団体等

補助率：1／2（車両等導入）

公募期間：

（R5追加公募）

令和6年4月8日（月）～ 5月10日（金）17時

（車両登録）

令和6年4月22日（月）～ 5月21日（火）17時

最新情報はこちらから→ https://rcespa.jp/r05-gurisuro/r05-gurisuro-no2

お問い合わせ先 ：環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室 TEL:03-5521-8301
環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室 TEL:011-299-2460

地元の環境を整備したい

エコで知名度アップ

まちづくりをしたい

（69）地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち 交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業

概要：（1）LRT及びBRTの車両等の導入を支援します。※BRTについては継続事業のみ
（2）鉄道事業等に先進的な省エネ設備・機器の導入を支援します。

対象：民間事業者・団体、地方公共団体等

補助率：設備や実施主体により、1/4～1/2

公募期間（令和5年度参考）：

（1）LRT・BRT導入利用促進事業
（一次公募）
令和5年5月30日（火）～ 6月26日（月）17時
（二次公募）
令和5年10月2日（月）～10月31日（火）17時

（2）鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業
（一次公募）
令和5年6月12日（月）～ 7月5日（水）17時
（二次公募）
令和5年10月2日（月）～10月31日（火）17時

LRT・BRT

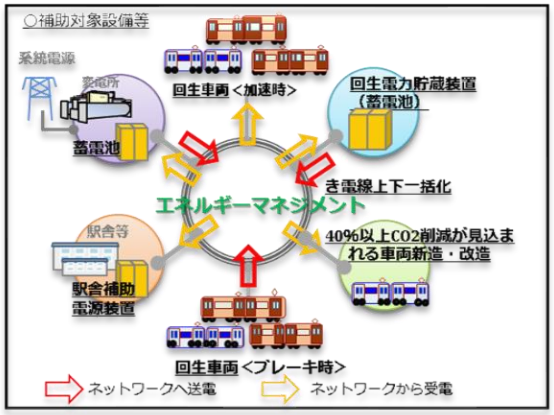

鉄道事業等の省CO2化

最新情報はこちらから→ https://rcespa.jp/offering/20230530_01
https://rcespa.jp/offering/20230612_01

お問い合わせ先 ：環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室 TEL:03-5521-8301
環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室 TEL:011-299-2460

エコで知名度アップ

（70）工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）

概要：(1)宿泊施設を含む工場・事業場のCO2の削減目標・計画の策定を支援します。
(2)宿泊施設を含む工場・事業場の省CO2型設備更新を支援します。
(3)企業間で連携したバリューチェーンの脱炭素化に向けた設備更新を促進する、先進的な取組を支援します。

対象：民間事業者・団体

補助率：(1)計画策定：３／４（上限100万円）
(2)設備更新：１／３
※導入規模に応じて上限1億円または5億円
※中小企業事業の場合、以下のうちいずれか低い額（上限5000万円）
・年間CO2削減量×法定耐用年数×7,700円/tCO2
・ 補助対象経費の1／2
(3)企業間連携先進モデル支援：１／３（上限5億円）

公募期間：
(1)CO2削減計画策定支援
（令和5年度補正）令和6年3月25日（月）～5月31日（月）12時必着

(2)省CO2型設備更新支援（標準事業、中小企業事業）
(3)企業間連携先進モデル支援
（令和5年度補正）一次：令和6年3月25日（月）～4月30日（火）12時必着
二次：令和6年3月25日（月）～5月31日（金）12時必着

事業者	支援・補助
CO_2削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO_2削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助 ・工場・事業場単位 ・主要なシステム単位 ・設備単位
CO_2削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO_2排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】

※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

最新情報はこちらから→ https://shift.env.go.jp/offering/2023sup

お問い合わせ先 ：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 TEL:0570-028-341
環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室 TEL:011-299-2460

（71）カーボン・オフセットの実施による地域の魅力づくり

エコで知名度アップ

・概要：企業活動や地域のイベント開催時に排出されるCO2等を、
Jークレジット制度を活用してオフセット（埋め合わせ）することにより、
環境対策や地域活性化、付加価値の向上につながります。

（Jークレジット制度）
省エネ設備の導入や適切な森林管理によるCO2等の
排出削減量・吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
クレジット創出・活用の支援を実施します。

（カーボン・オフセット）
自ら削減できないCO2を他で削減したCO2で埋め合わせる「カーボン・オフセット」を推進します。

最新情報はこちらから→
https://japancredit.go.jp
Jークレジット制度

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・資源循環経済課 TEL: 011-709-1754 （直通）
北海道地方環境事務所 環境対策課 TEL: 011-299-1952 （直通）

（72）新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り制度

新型コロナウイルス対策

・概要：中小企業庁では、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じています。
具体的には、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫による「貸付制度」があります。

【民間金融機関による信用保証制度付き融資】

感染症の影響により、**セーフティネット保証4号**の指定、**セーフティネット保証5号**の業種指定を行ったことで、**通常とは別枠で最大2.8億円の信用保証が利用可能**です。

※セーフティネット保証5号の指定業種については下記URLをご覧ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

また、新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業者の収益力改善等を支援するため、借換え需要に加え、**新たな資金需要にも対応する信用保証制度(コロナ借換保証)を2023年1月10日から開始**しました。詳細は以下のURLをご覧ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karikae.html

【政府系金融機関による融資】

日本政策金融公庫等のスーパー低利融資は、金利引下げ幅を縮小（▲0.5%）の上、2024年6月末まで延長しています。

また、感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が自己資本とみなすことができる**資本性劣後ローン**を供給することで、民間金融機関等からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

お問い合わせ先 ：北海道経済産業局 産業部 中小企業課
TEL: 011-709-3140（直通）

上記を含む各種資金繰り支援制度の概要についてはこちらから → 【北海道経済産業局】https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/shienseido.pdf

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への各種支援制度（経済産業省）

新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルスによる影響を緩和し、企業を支援するための各種施策全般はこちらから → 【経済産業省】https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html

総務省　北海道総合通信局

厚生労働省　北海道労働局

農林水産省　北海道農政事務所

経済産業省　北海道経済産業局

国土交通省　北海道開発局

国土交通省　北海道運輸局

環境省　北海道地方環境事務所

国税庁　札幌国税局